ー視覚に障害がある方のー

くらしの情報集

第２版

平成18年(2006)年 11月

岡山県視覚障害を考える会

「くらしの情報集　第２版」補遺

制度の変更に対応すること、記載内容の不備を直すこと、を目的として補遺を作りました。本文と併せて使っていただくようにお願いいたします。

本情報集の内容は、岡山県と県下の市町村で実施されていることに基づいています。一方、最近の情勢では他県だけでなく、県下の市町村間でも、個々の運用内容が違うことがあるようです。従って、本情報集を利用される際には、具体的な事柄については必ず市町村に確認していただくようにお願いいたします。

（お断り）

この補遺は、日本網膜色素変性症協会（JRPS）岡山県支部の依頼による情報集第２版の増刷にあわせて作成しました。増刷版では、この補遺を綴じ込み、一部本文の体裁を修正していますが文章に変更はありません。

平成２０年（２００８）年１０月

岡山県視覚障害を考える会
情報集編集委員

１　制度の変更に対応

◇２６ページ　「３－１４　心身障害者扶養共済制度」

ａ　「２）掛金額」　→掛金月額が次のように変更されました。

＜年齢＞	＜１口分の掛金月額＞ 平成２０年４月以降の加入者	平成２０年４月以前の加入者
３５歳未満	９，３００円	５，６００円
３５歳以上４０歳未満	１１，４００円	６，９００円
４０歳以上４５歳未満	１４，３００円	８，７００円
４５歳以上５０歳未満	１７，３００円	１０，６００円
５０歳以上５５歳未満	１８，８００円	１１，６００円
５５歳以上６０歳未満	２０，７００円	１２，８００円
６０歳以上６５歳未満	２３，３００円	１４，５００円

ｂ　注　→以下を追加します。

「ただし、掛け金の減免は、一口目のみ」

ｃ　「３）　支給額」の説明　→以下を追加します。

「ただし、重度加算は平成２０年１０月以降の加入者は対象にならない」

◇３５ページ　「（３）岡山盲学校」　→名称の変更があります。

（新）岡山県教育庁 特別支援教育室　　（旧）岡山県教育委員会指導課 特別支援教育室

◇３６ページ　「（４）筑波大学附属盲学校」「（５）盲学校に設置されている科について」
→名称の変更があります。

（新）筑波大学附属視覚特別支援学校　　（旧）筑波大学附属盲学校、筑波附属盲
（新）大阪府立視覚支援学校　　（旧）大阪府盲

◇４０ページ　「国立職業リハビリテーションセンター普通課程」　→追加と削除があります。

（メカトロ系に追加）　　テクニカルオペレーション科
（ビジネス情報系に追加）　メディアビジネス科
（デザイン系から削除）　　ＤＴＰデザイン科

◇６５ページ　「付表３　特定疾患医療費の自己負担額」　→階層部分に変更があります。
（変更された表をページⅢに記載）

２　記載内容を追加・修正

◇３ページ　「１）認定基準」　→注を全文入れ替えます。
注・視力は、万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある人については、矯正視力について測ったものをいいます。
・各級とも各項目のいずれかに該当すれば認定されます。
・斜視がある場合は、非優位眼の視力を０とみなします。
・２～４級の視野障害等級は、主治医が求心性狭窄と判断した場合にのみ判定されます。ただし輪状暗点により中心と周辺の視野が完全に離れている場合には、中心視野のみで求心性狭窄としての判定をしてよいことになっています。
・視力と視野の障害が重複する場合には、視力障害と視野障害を別々に等級判定し、両者の指数を加えて視覚障害を認定します（指数については下の表を参照）。
・視覚障害以外の障害を合併している場合も同様に合算し併合認定されます。

等級別 指数表

障害等級	指数
１級	１８
２級	１１
３級	７
４級	４
５級	２
６級	１
７級	０．５

合計 指数表

合計指数	認定等級
１８以上	1級
１１～１７	２級
７～１０	３級
４～６	４級
２～３	５級
１	６級

◇４ページ　「申請書」と「診断書」　→説明を訂正します。
申請書：用紙は窓口にあり、代筆でもよい
診断書：指定医師となっている眼科医が作成したもの（用紙は窓口、または医院にある）

◇１１ページ　「３）種目」　→下から４行目を訂正します。
・遮光眼鏡が適用されるのは網膜色素変性症、白子症、先天無虹彩、錐体杆体ジストロフィーの人のみ

◇２２ページ　「２）通勤・通学定期乗車券」　→説明文を全文入れ換えます。
・乗車距離の制限はない
・本人が単独で乗車する場合は割引はない
・１２才未満の人は小児定期券となり割引はない
・１２才以上の障害者が介護者とともに乗車する場合、第１種では本人の通勤・通学定期乗車券と介護者の通勤定期乗車券がそれぞれ５割引になり、第２種では本人と介護者ともに定期券割引はない
・１２才未満の障害者が介護者とともに乗車する場合、第１種、第２種ともに本人は小児定期券なので割引はなく、介護者の通勤定期乗車券が５割引となる

◇３０ページ　「３）－Ｃ　その他」　→表題をふくめて全部入れ換えます。

C　その他（厚生年金の障害手当金）

厚生年金では、３級より軽くても、初診から５年以内に下記基準に該当する状態で固定した場合は一時金として手当金が出る（ただし、固定から５年以内の申請が必要）

－基準－

・両眼の視力が 0.6 以下
・一眼の視力が 0.1 以下
・両眼のまぶたに著しい欠損
・両眼による視野が二分の一以上欠損または両眼の視野が 10 度以内
・両眼の調節機能および輻輳機能に著しい障害を残す

◇３１ページ　「〔付〕ニュー福祉定期郵便貯金」　→注を修正追加します

注・預け入れ期間は１年です。
・取扱期間は毎年２月末に見直しがあります。

◇３８ページ　「１）就労移行支援」　→２行目を訂正します。

（正）あん摩マッサージ指圧　　（誤）あん摩、マッサージ、指圧

◇４０ページ　「広島聖光学園」　→最後に４行追加します。

・（本科所属）あん摩マッサージ指圧聴講科（１年）、はり、きゅう聴講科（１年）
　注：国家試験対策を目的としている
・（専修科所属）研修科（１年）
　注：資格取得者対象で、就労移行支援を目的としている

◇４０ページ　「国立職業リハビリテーションセンター　普通課程」　→３行目を訂正します。

（正）電気・電子技術科　　（誤）電気／電子技術科

◇７０ページ　「付表４－５　その他」　→新しい表を追加します。

（相談支援事業所の表を追加：ページⅣに記載）

付表３　特定疾患医療費の自己負担額

注　・平成２０年７月１日以降の申請分について適用されます。
　　・「対象者別の一部自己負担の月額限度額」が自己負担の上限額になります。

階層区分		対象者別の一部自己負担の月額限度額		
		入院	外来等	生計中心者が患者本人の場合
A	生計中心者の市町村民税が非課税の場合	0　円	0　円	0 円
B	生計中心者の前年の所得税が非課税の場合	4,500	2,250	対象患者が生計中心者であるときは、左欄により算出した額の1 / 2 に該当する額をもって自己負担限度額とする
C	生計中心者の前年の所得税課税年額が 5,000 円以下	6,900	3,450	
D	5,001 円以上　15,000 円以下	8,500	4,250	
E	15,001 円以上　40,000 円以下	11,000	5,500	
F	40,001 円以上　70,000 円以下	18,700	9,350	
G	70,001 円以上	23,100	11,550	

付表４－５ その他（２） 障害者自立支援法に基づく指定事業所（相談支援）

注：運営主体で、[社福]は社会福祉法人、[NPO]は特定非営利活動法人を表す

名称	住所	電話	運営主体
旭川児童院	岡山市祇園地先	086-275-4518	[社福]旭川荘
ぐるぐるめろん島相談支援事業所	岡山市奉還町１－２－１３	086-254-7768	エム・ワイ・エス有限会社
おかやま福祉の郷	岡山市平田４０７	086-245-7361	[社福]旭川荘
地域サポートセンター　仲よし	岡山市広瀬町１０-９	086-214-5103	[社福]岡山市手をつなぐ育成会
相談支援センター　あしすと	岡山市赤坂南新町６－１	086-272-0625	[社福]弘徳学園
サルピス　ピアセンター	岡山市原尾島１-８-１４	086-270-1117	有限会社　サルピス
岡山南障がい者相談支援センター	岡山市福富西1-14-29	086-261-0047	[社福]泉学園
支援センター・コンドル	岡山市浦安本町２０８-６	086-261-7228	[社福]浦安荘
ぱる・おかやま	岡山市浜４７５-５	086-270-3322	あすなろ福祉会
有限会社　クレヨン	岡山市宿２１５－１	086-228-2815	有限会社　クレヨン
在宅支援相談室『あみーたⅠ』	岡山市粟井２７８９	086-299-0622	[社福]ももぞの学園
交流プラザ　いずみ	岡山市丸の内１－１２-１３	086-227-0464	[NPO]泉の会
王慈療護園	倉敷市児島下の町2-12-24	086-474-9911	[社福]王慈福祉会
あしたば相談支援	倉敷市山地１７３０－１	086-463-0770	[社福]光明会
倉敷地域生活支援センター	倉敷市生坂８３６－１	086-464-4310	[社福]光明会
地域支援センター　ひまわり	倉敷市水島東弥生町６－３	086-440-3307	[社福]ひまわりの会
地域生活支援センター　ネクスト津山	津山市津山口３０８－５	0868-22-1177	財団法人　江原積善会
指定相談支援事業所美作地域生活支援センター	津山市川崎１５５４	0868-21-8830	[社福]津山社会福祉事業会
つやま地域生活支援センター　つばさ	津山市二宮９９９	0868-28-0536	[社福]津山みのり学園
サポートセンター・ウイズ	津山市田町１１５－６	0868-22-3192	[NPO]サポートセンター・ウイズ
相談支援事業所　のぞみ	玉野市木目１４６１番地	0863-71-0110	[社福]同仁会
地域活動支援センター　こころの里	玉野市宇野１－８－８	0863-33-5151	[NPO]円い空
笠岡市精神障害者支援センター	笠岡市笠岡２６２７番地	0865-62-5024	[NPO]すみれ会
井笠圏域障害者相談支援センターふぁみりあ	笠岡市金浦７４６	0865-66-0848	[社福]笠岡市社会福祉事業会
井笠圏域障害者相談支援センターこうのしま荘	笠岡市神島３６２８－３	0865-67-6114	[社福]天神会
相談支援事業所『あみーたⅡ』	総社市下林１２８７－１	0866-90-0907	[社福]ももぞの学園
総社市社会福祉協議会　相談支援事業所	総社市中央１丁目１－３	0866-92-8555	[社福]総社市社会福祉協議会
たかはし松風寮指定相談支援事業所	高梁市落合町阿部2528-1	0866-22-7102	[社福]旭川荘
地域生活支援センター　パレット	備前市西片上１９３-１	0869-63-7200	[NPO]東備
真庭地域生活支援センター	真庭市下市瀬６５３	0867-52-7966	[社福]蒜山慶光園
浅口障害者サポートセンター新	浅口市金光町佐方２１３０	0865-42-6306	[社福]明光会
瀬戸障がい者相談支援事業所	岡山市瀬戸町下１４６-１	0869-52-9180	[社福]泉学園
東備地域生活支援センター	和気郡和気町和気７０２	0869-93-2565	[社福]閑谷福祉会
勝田郡地域生活支援センター　虹	勝田郡勝央町岡１３３８	0868-38-0161	財団法人　江原積善会
吉備の里相談支援センター	加賀郡吉備中央町上野2420-10	0866-56-8404	[社福]吉備の里

－補遺終り－

第２版について

今回の改訂の主な目的は、本年１０月１日から全面的に施行された「障害者自立支援法」に沿うことです。この法律は障害者の福祉全体に関する大がかりな内容を含み、これまでの支援費制度など、いろいろな法律で決められていた多くの制度を統一して定めています。

改訂では、この法律の中で視覚障害者に関わりが大きいと思われる事柄について、初版と同じ構成の中で取り上げることにしました。法律の概要を「３－１　障害者自立支援法」で紹介し、その具体的な適用については、例えば「３－２　自立支援医療」のように、個々の項目の中で説明しています。なお、この法律の対象となる内容を含む項目については、目次と各章の見出しの後ろに「＊」印をつけています。

「障害者自立支援法」に関係のない項目についても、制度で決められている金額などの数値を最新のものに改めたり、新しい情報を追加したりと、内容の充実を図りました。また、「３－５　家事の支援」と「３－６　外出の支援」では、関連する介護保険についての説明を加えました。

改訂全般について、会員や関係の方々のご協力をいただきました。また、障害者自立支援法については、県や岡山市、倉敷市の担当の方々に大変お世話になりました。この場を借りてお礼を申しあげます。とは言え、内容について誤りや見落としがあれば、全て編集者の責任です。

内容について間違いなどお気づきのことがあれば、ご遠慮なくお知らせください。今後の改良に反映させていただきます。

この「情報集」が前版と同じように、皆様のお役に立つことが執筆者全員の希望です。

平成１８（２００６）年１１月

岡山県視覚障害を考える会
編集委員代表　松浦　勝

◇本情報集を利用する上で注意していただきたいこと◇

１）制度の内容

・おおむね平成１８（２００６）年１０月時点のものです。
・改正や変更が頻繁に行われますので、制度の内容や手続きの詳細については必ず窓口で確認してください。
・同じ名前の制度でも、内容や細かい条件などが市町村によって違うことがあります。お住まいの市町村窓口で確認してください。

２）身体障害者手帳の表記

・「視覚障害についての身体障害者手帳」のことを、誤解のおそれのない箇所では簡略化して「手帳」と書いています。

３）対象者の表記

・身体障害者に関する一般的な制度は「視覚障害者」「聴覚障害者」「肢体不自由者」「内部障害者」の全てを対象にしており、これと同じ意味の箇所では「身体障害者」と書いています。
・特に明示する必要がある場合は、「視覚障害」と付記しています。
・必要に応じて、障害等級を付記しています。

４）市町村の窓口の表記

・市町村の窓口は一般的には障害福祉課や障害福祉係で、市部では本庁または福祉事務所に、町村では役場の中にあります。
・本情報集では、これらを一括して「障害福祉担当」と書いています。

（付）　初版の「はじめに」

この「情報集」は、仕事やボランティア活動などで視覚障害者に関わる人や支援する家族、近隣の人たちなどが、視覚障害者の生活に役立つ情報を得る手助けをする目的で、「岡山県視覚障害を考える会」の事業として作成しました。

内容は、視覚に障害を受けた人が、生活をより快適にするために知っておいていただきたい事柄です。人生の途中で障害を受けた人や、子供に障害があることがわかった保護者などが、その状況にどのように対処すればよいか知識も情報もない、といった場合に役に立つ情報を集めていつでも利用できるようにする、というのがねらいです。
資料は、会員有志の専門分野での蓄積がもとになっています。それを、自治体や関係する機関、団体、企業などの刊行物とホームページを参考にしながら補強し、必要な場合は直接お聞きして、最新の情報を広く集めるよう心がけました。
とはいえ、これが必要な情報のすべてではありません。今後の充実に期したいと考えます。

なお、初めての試みであることに加えて、「支援費制度」の改正が国会で審議中であり、近く制度が大きく変わることが予想されます。このことを考慮して、今回は、近く改訂することを前提に印刷と製本は簡易なものにしました。
改訂の際には、皆さまからのご批判やご意見などを取り入れて、内容だけでなく体裁についても、よりよいものに仕上げたいと考えておりますので、ご協力をお願いいたします。

内容については重大な見落としや不備があるかも知れません。また、記載にはできるだけの注意を払ったつもりですが、なお誤りがあるかもしれません。何かお気づきの事があれば、当会事務局まで是非お知らせください。

最後になりましたが、作成に際してご協力いただいた方々に心からお礼申し上げます。この「情報集」が、会員の皆さまのお役に立つこと、それを通して視覚に障害のある方の生活の向上に少しでも貢献できることを願っています。

平成１７（２００５）年8月

岡山県視覚障害を考える会
編集担当者代表　　松浦　勝

目　　次

１　ロービジョンクリニック　－－－－－－－－－－１
２　身体障害者手帳　－－－－－－－－－－３
３　身体障害者手帳を必要とする制度
３－１　障害者自立支援法　－－－－－－－－－－５
３－２　自立支援医療＊　－－－－－－－－－－９
３－３　補装具費（購入費・修理費）の支給＊　－－１１
３－４　日常生活用具の給付＊　－－－－－－－－－１２
３－５　家事の支援＊　－－－－－－－－－１４
付　介護保険の訪問介護（ホームヘルプ）
３－６　外出の支援＊　－－－－－－－－－１６
付　介護保険の訪問介護（ホームヘルプ）
３－７　重度心身障害者医療費公費負担制度－－－－－１７
３－８　盲導犬の貸与と飼育費の助成－－－－－－－－１８
３－９　税金の控除・減免税金の控除・減免－－－－－１９
３－１０　公共料金の減免など　－－－－－－－－－２１
３－１１　運賃の割引　－－－－－－－－２２
３－１２　駐車禁止除外車両の指定など　－－－－－－－２４
３－１３　選挙での投票　－－－－－－－－－２５
３－１４　心身障害者扶養共済制度　－－－－－－－－－２６
付　生活福祉資金貸付制度
３－１５　一部の市町村で実施されている制度　－－－－２７
４　身体障害者手帳を必要としない手当
４－１　特別児童扶養手当　－－－－－－－－－２９
４－２　障害児福祉手当　－－－－－－－－－２９
４－３　特別障害者手当　－－－－－－－－－２９
５　障害年金制度関連
５－１　障害年金　－－－－－－－－－３０
付　ニュー福祉定期郵便貯金
５－２　特別障害給付金制度　－－－－－－－－－３１
６　特定疾患　－－－－－－－－－３２
７　生命保険の特約　－－－－－－－－－３４
８　保育と教育　－－－－－－－－－３５
９　職業と就業＊　－－－－－－－－－３８
１０　日常生活の訓練＊　－－－－－－－－－４１
１１　パソコンの利用＊　－－－－－－－－－４３

１２　レクリエーション　－－－－－－－－４６
１３　視覚障害者のための県内の施設　－－－－－－－－４９
１４　視覚障害者の団体　－－－－－－－－５１
１５　視覚障害者を支援するボランティアの団体－－－－－５３
１６　日用品とパソコン関連品の購入　－－－－－－－－５６
１７　情報の入手　－－－－－－－－５８
１８　相談のできるところ　－－－－－－－－６１

付表１　障害福祉サービスの定率負担の月額負担上限額＊　－－６２
付表２　補装具の購入費と修理費＊
付表２－１　補装具の購入費（その１・その２）－６３
付表２－２　補装具の修理費　－－６４
付表３　特定疾患医療費の自己負担額　－－６５
付表４　相談の窓口
付表４－１　一般的な相談　－－６６
付表４－２　就労関係　－－６７
付表４－３　教育関係　－－６８
付表４－４　保健関係　－－６９
付表４－５　その他　－－７０

１　ロービジョンクリニック

「ロービジョン」は目が不自由になった状態をいい、「視覚障害」より広い範囲を含む概念です（「視覚障害」の中で視機能を使えない「盲」に対し、十分ではないが使えるものを「ロービジョン」と呼ぶこともあります）。「視覚障害」には身体障害者手帳がとれる程度の視機能という目安がありますが、それほどでなくても生活に支障をきたしていれば「ロービジョン」と言えます。まぶしさが強いだけでも「ロービジョン」です。

最近まで眼科ではロービジョンの患者さんたちに対して通常の診察と治療しかしてきませんでした。これでは「もっとよく見える方法」も「福祉の援助」も「便利な道具」についても知ることができず、「どう生きていくか」を考えるための情報を得られないか、得るまでに長い時間がかかります。こういったことを適宜アドバイスするシステムが社会全体にないからです。

このことに気づいた人たちが自分の立場でできることを探し、集い、勉強し合って「視覚障害リハビリテーション」とか「ロービジョンケア」と呼んで仕事に取り入れたり、ボランティアに取り組んだりしています。その機運が眼科に入ってきたのは十数年前からですが、長い時間をかけての診療に対し、いまだに健康保険からの診療報酬が認められていないこと、これらを実施するスタッフを揃えられないこと、この新しい分野を勉強する機会がほとんどないこと、などから、あまり普及していません。

岡山県では川崎医科大学附属病院眼科に平成元年から「眼科リハビリテーション外来」が、平成９年から岡山大学医学部・歯学部附属病院眼科に「ロービジョンクリニック」ができましたが、他の病医院では難しい状況です（それでも気づいたスタッフが随時できるだけの情報提供をしているところはあります）。

川崎医科大学医学部附属病院眼科ではスタッフの事情で平成１７年から休診となっていますので、ここでは岡山大学医学部・歯学部附属病院眼科の「ロービジョンクリニック」について紹介します。

（１）診療内容

１）拡大鏡・拡大読書器・遮光眼鏡などを合わせます
２）障害者手帳・障害年金など福祉制度の説明と必要書類の作成をします
３）ボランティア（団体）がしてくれることを紹介します
４）簡単な日常生活上の指導をし、生活訓練施設を案内します
５）就学・進学や職業に関する相談を受けます
（必要に応じて、盲学校や職業訓練施設などを紹介することがあります）
６）患者さんたちの団体や目の不自由な人たちの交流会などを紹介します

（２）主な対象者

１）読み書きなどに不自由を感じている人：「視力」では 0.01〜0.4 が目安
２）羞明（まぶしさ）に困っている人
３）福祉サービス、年金、ボランティアなどについて尋ねたい人
４）日常生活上の不自由さを軽減したい人
５）進路について相談したい人
６）目の不自由な人たちと話してみたい人

（３）診療日時：１人１時間半の完全予約制
（曜日や時間帯は変更されることがありますので、下記へお尋ねください）

（４）予約・問合せ電話番号
眼科外来直通　086-235-7952
または
病院代表　086-223-7151（内線 7952 / 7953）

２　身体障害者手帳

（１）障害認定の目的

何らかの原因で身体に障害を持たれた方は、様々な公的なサービスを受けることができます。外出支援や家事支援、補装具や日常生活用具の給付、税の控除や減免、医療費の助成など、そのサービスは多岐にわたります。

障害認定というと、ご本人は抵抗をお持ちになるかもしれませんが、多くのサービスは、障害があることを公的な機関が証明しなければ受けることはできません。そして多くの場合、その証明となるのが身体障害者手帳です。

障害を持つ方が、長い人生を自立して有意義に生きていくためには、多かれ少なかれ公的サービスを利用することになります。そのためには障害認定という手続きが必要となります。医師にご相談になって、障害の程度が身体障害者手帳取得の基準に該当される方は、手帳の取得を申請することができます。

注：障害年金を受けるには、ここで説明する身体障害者手帳とは別に年金制度としての障害の認定を受ける必要があります（「５　障害年金制度」参照）。

（２）身体障害者手帳（視覚障害）の取得

１）認定基準

視覚障害についての身体障害者手帳は、障害の程度によって１級から６級の６つに区分されています。区分の基準は概ね以下の通りです。

１級　両眼の視力の和が 0.01 以下のもの

２級　①両眼の視力の和が 0.02 以上 0.04 以下のもの
②両眼の視野がそれぞれ 10 度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が 95 パーセント以上のもの

３級　①両眼の視力の和が 0.05 以上 0.08 以下のもの
②両眼の視野がそれぞれ 10 度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が 90 パーセント以上のもの

４級　①両眼の視力の和が 0.09 以上 0.12 以下のもの
②両眼の視野がそれぞれ 10 度以内のもの

５級　①両眼の視力の和が 0.13 以上 0.2 以下のもの
②両眼の視野の２分の１以上が欠けているもの

６級　一眼の視力が 0.02 以下、他眼の視力が 0.6 以下のもので、両眼の視力の和が 0.2 を越えるもの

注・視力は、万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある人については、矯正視力について測ったものをいいます。
・各級とも各項目のいずれかに該当すれば認定されます。
・視力と視野の障害が重複する場合には、両者が併せて判断されます。また、他の障害と視覚障害も併せて判定されます。

２）申請

・申請者：本人でなくてもよい
・窓口　：市町村の障害福祉担当
・申請に必要なもの
　申請書：用紙は窓口か医院にあり、代筆でもよい
　診断書：指定医師となっている眼科医が作成したもの
　顔写真：３×４ｃｍであれば証明写真でなくて可
　印鑑　：認印で可

３　身体障害者手帳を必要とする制度

３－１　障害者自立支援法

支援費制度に代わって、障害者自立支援法が平成１８年１０月から全面的に施行されました。施設利用者の費用負担などは４月から新しい制度になっていますが、１０月からは制度全体が大きく変わりました。

この章では、自立支援法の全体について、概要を説明します。

個々の事業については、比較的身近なものについて、それぞれの章で説明します。

（１）障害者自立支援法のポイント

１）身体障害、知的障害、精神障害にかかわらず、障害のある人々が必要とするサービスを利用できるよう、そのための仕組みが一元化された

２）サービスの実施主体が市町村となった

３）支給決定の仕組みの透明化、明確化を図った

４）利用者は、サービスの利用量と世帯の所得に応じて費用の一部（原則として１割）を負担する

（２）障害者自立支援法の総合的な自立支援システムの全体像

障害者自立支援法は、自立支援給付と地域生活支援事業で構成されています（＊のついた事業については、それぞれの章で説明しています）。

１）自立支援給付の事業

Ａ　介護給付：居宅介護＊、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援、児童デイサービス、短期入所、療養介護、生活介護、施設入所支援＊、共同生活介護

Ｂ　訓練等給付：自立訓練＊、就労移行支援＊、就労継続支援、共同生活援助

Ｃ　自立支援医療（更生医療、育成医療）＊

Ｄ　補装具費（購入費、修理費）の支給＊

２）地域生活支援事業

Ａ　市町村が必ず実施しなければならない事業

相談支援事業、コミュニケーション支援事業、日常生活用具の給付・貸与事業＊、移動支援事業＊、地域活動支援センター事業

Ｂ　その他の事業

居住サポート事業＊、成年後見制度利用支援事業、福祉ホーム事業、盲人ホーム業、訪問入浴サービス事業　等

（３）特に重要な事項

１）新しいサービス名称

いままで聞いたことのないサービス名がたくさん出てきます。各サービス内容を理解しておくことが必要です。

２）障害程度区分

全国共通の項目（１０６項目）を用いて、申請者ごとに「障害程度区分」が決められ、介護給付ではこの区分に従って給付内容が決まります。

３）施設の法律上の名称・区分がなくなった

これまでの施設の法律上の名称による区分（身体障害者更生施設、授産施設等）がなくなりました。施設に対する認識を変える必要があります。

これまでの施設は、入所すると２４時間、生活のできる人もできない人も一緒に動かざるを得ません。各自の能力やニーズに基づいた支援ができないことが大きな問題とされてきました。

そこで、これからは、必要な人に必要なサービスを適切に提供できるよう、生活の場（夜間）と日中活動の場が選択できるようになります。日中活動の場としては、就労はもちろんのこと訓練等給付にある自立訓練や就労移行支援、就労継続支援あるいは地域活動支援センターの利用などが挙げられます。

視覚障害者更生施設として国立神戸視力障害センターなどがありました。また、県内には知的障害更生施設・授産施設や身体障害者更生援護施設などが整備されています。これらの施設は、障害者自立支援法の規定によって、今後５年以内に施設の形態を変えていくことになります（国立の施設は今年１０月より新しいシステムに移行しました）。

４）日常生活用具の取り扱いの変更

平成１８年１０月からは、市町村がそれぞれ独自に品目と利用者負担などを定めます。利用者負担額は補装具とは別の規定になります。

５）移動支援

現在、外出介護と言われている移動支援について市町村がそれぞれ実際の運用形態や利用者負担などを利用者の状況などを踏まえ定めます。

形態としては、個別支援だけでなくグループ支援や福祉バスなどを利用した車両移送も可能となりました（実際の運用については、市町村それぞれ違うことがありますので、直接お尋ねください）。

６）利用者負担の仕組みの変更

利用者が費用の１割を負担することが原則です。同時に、世帯の所得額で決まる月額負担の上限があります。更に、サービスの種類によって異なる自己負担の軽減措置がありますので注意が必要です。

注：「補装具費の支給」「日常生活用品の給付」「自立支援医療の給付」については、一定所得以上の人については助成の対象外となります。

７）相談支援事業

この事業は障害者などからの相談に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的としています。

平成１８年１０月から市町村は、相談支援事業を行わなければなりません。これからは、障害者のケアマネージャー（相談支援専門員）として位置づけられている人が相談に当たります。

事業は、単独あるいは複数市町村による共同実施も可能です。また、運営については、相談支援事業者へ委託もできます。

なお、県内の動きとしては、現在、県が相談事業者として委託しているコーディネーターの方も一部引き続き相談支援専門員として相談支援事業者で活動される予定です。

（４）地域自立支援協議会の新設

市町村は、相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづく

りに関し、中核的な役割を果たす協議の場として自立支援協議会を設置しなければなりません。

今後はこの自立支援協議会の働きが、市町村の福祉施策の大きな流れを握ってくると言えるでしょう。何故なら、市町村の主な福祉関係団体で構成され、市町村への助言、不足している福祉サービスの提言、生活の困難を訴えられる方に対する支援の検討など大きな役割を担っているからです。

財政的な厳しさを考えれば、今後はハード面の整備ではなく、人的な福祉サービスの発掘など皆で考えて必要なサービスを作っていくことが重要となります。

（５）サービスの支給期間、支給量

利用するサービスの内訳と、その１ヵ月あたりの時間、期間、自己負担額などを決めた内容を「支給決定」とよびます。これについて簡単に説明します。

１）支給期間

障害程度区分の認定の有効期間は、３か月から３年以内の範囲で決められ、各サービスの支給決定の有効期間は、障害程度認定の有効期間内で下のように決められます。

２）支給量

市町村が、支給量の上限などを定めます。

Ａ　介護給付

市町村が、障害程度区分に応じて、支給量を決めます。

居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援、児童デイサービス、短期入所は最長１年です。

Ｂ　訓練等給付

障害程度区分の判定と調査は必要ですが、区分と支給量（支給決定）とは直接に関係しません。自立訓練（機能訓練）と就労移行支援では最長１年（必要な場合は１年毎に更新）、就労継続支援では、最長３年の範囲内で支給決定を受けます。

サービスを利用できる期間（提供期間）は自立訓練の機能訓練は１８ヶ月、就労移行支援は２４ヶ月です。

Ｃ　地域生活支援事業

市町村が支給内容などを定めます。

（６）利用の窓口と手続き

１）窓口

福祉サービスを受けようとする時は、市町村窓口あるいは相談支援事業者に申し出をします。今までは全て市町村窓口でしたが、相談支援事業者でもいいことになりました（ただし、現時点で相談支援事業者の名称、電話番号などは明確になっていません）。

２）手続き

Ａ　介護給付（居宅介護など）を受ける場合は、まず障害程度区分の認定を受けなければなりません。このために、認定調査員による認定調査を受けると共に、かかりつけ医による医師意見書を作成してもらいます。障害程度区分を踏まえ、市町村の支給基準に基づいて支給量が決められます。

Ｂ　訓練等給付の場合も一次判定・調査は必要ですが二次判定は必要ありません。サービスを受ける上で、障害程度区分は関係しません。

Ｃ　移動支援などの地域生活支援事業については、支給決定方法・内容などについては市町村が定めます。

（７）不服や苦情の解決

１）障害程度区分や支給内容に不服がある場合は、県に申し出ることができます。

２）サービス全般に関しては、各事業者の苦情受付窓口、または、県社会福祉協議会に設置される運営適正化委員会に申し出ることができます。

（８）介護給付・訓練等給付の利用者負担

利用者負担については、平成１８年４月よりすでに新たな制度で利用負担が決められ、実施されています。

利用者負担は、これまでの所得に着目した応能負担から、サービス量と所得に着目した負担の仕組み（１割の定率負担と所得に応じた月額上限の設定）に変更されました。

所得を判断する際の世帯の範囲は住民基本台帳での世帯が原則ですが、住民票で家族と同じ世帯となっていても税制と医療保険で被扶養者でなければ、障害のある方を（配偶者も一緒に）家族とは別世帯の扱いとすることができます。

１）定率負担（１割負担）の上限額について

所得に応じて４区分の月額負担上限額が設定され、１ヵ月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。これは全ての給付に適用されます。具体的なことは、付表１を参照してください。

注：入院や入所での食費は実費が自己負担になりますが、その上限月額が決められています。

２）減免について

利用者負担の減免は、複雑なシステムとなっています。概略は次の通りですが、具体的なことは市町村窓口あるいは相談支援事業者へ相談してください。

注：「低所得１、低所得２」については、付表１を参照してください。

Ａ　個別減免

低所得１・２の人で、入所施設（２０歳以上）やグループホームを利用する場合、預貯金などが 350 万円以下であれば、定率負担の個別減免があります。

Ｂ　補足給付

低所得１・２の人で、施設利用に係る食費・高熱水費の実費負担を軽減し、少なくとも手元に 25,000 円が残るように補足給付が行われます。

Ｃ　社会福祉法人減免

在宅で通所施設や居宅介護を利用している低所得１・２の人の月額負担上限額（定率負担分）の半額を超える額が減免されます。

・低所得１： 7,500 円を超える額

・低所得２：12,300 円を超える額

（通所施設利用の場合は 7,500 円を超える額）

また、世帯員数による収入、預貯金などの制限額が設定されています。例えば、低所得１・２であって、本人単身の場合の年間収入は 150 万円以下および預貯金が 350 万円以下の人が対象となります。

Ｄ　その他の減免

月額負担上限額管理や生活保護への移行防止のための減免もあります。

３－２　自立支援医療＊

障害者自立支援法施行に伴い、障害の種類（身体障害、知的障害、精神障害）にかかわらず、共通の福祉サービスは共通の制度によって提供されることになりました。

従来の、障害者に関する公費負担医療制度である更生医療と育成医療が、それぞれの名前は変わらずに、平成１８年４月からは、まとめて自立支援医療と呼ばれるようになりました。

精神障害者の通院医療費公費負担制度も自立支援医療となりました。

（１）費用の自己負担

原則として医療費の１割が自己負担となります。

ただし、所得の低い人には月当たりの負担額に上限があります。その他にも、継続的に相当額の医療費負担が発生する人（「重度かつ継続」）には、１割の自己負担ではなく月当たりの負担額に上限が、３年間の経過措置として設けられました。

また、一定所得以上の人については公費負担はなく、医療保険の自己負担分全額の負担となります。

（２）指定自立支援医療機関

自立支援医療の給付は指定医療機関での現物給付を原則としていますので、指定医療機関以外での治療は対象となりません。

県下の指定自立支援医療機関（眼科）は次の通りです（五十音順）。

岡山済生会総合病院
岡山市立市民病院
岡山大学医学部歯学部附属病院
岡山中央病院
岡山労災病院
川崎医科大学附属病院
川崎医科大学付属川崎病院
倉敷成人病センター
倉敷中央病院
国立病院岡山医療センター
総合病院岡山赤十字病院
総合病院津山中央病院

（３）更生医療

障害を除去したり軽減したりして、日常生活能力や職業能力を回復または改善するための医療です。

視覚障害の場合、角膜混濁（角膜移植術）、白内障（水晶体摘出術）、網膜剥離（網膜剥離手術）、瞳孔閉鎖（虹彩切除術）などが対象です。

１）対象者：１８歳以上の手帳取得者
２）必要書類等：申請書、身体障害者手帳、印鑑、健康保険証、指定医療機関の意見書、所得税額を証明する書類
３）窓口　：市町村の障害福祉担当

注：治療を受ける前に手続きをしておく必要があります。

（４）育成医療

障害を残すおそれのある病気をもつ児童や障害のある児童に対して、生活能力を得るために必要な医療については、その費用の自己負担分について現物給付が行われます。

１）対象者・１８歳未満で、身体上の障害があり、そのまま放置すると将来一定の障害を残すものと認められる人で、手術などの治療によって確実な治療効果が期待できる場合

・手帳は必要ない

２）必要書類等：申請書、印鑑、健康保険証、指定医療機関の意見書、世帯調書、所得税額を証明する書類

３）窓口　：保健所

注：治療を受ける前に手続きをしておく必要があります。

３－３　補装具費（購入費・修理費）の支給＊

補装具とは、身体機能を補完、代替し、継続して使用されるもの、かつ、個別に対応して設計・加工されたもの、かつ、給付に際して専門的な知見を要するもの、とされています。

障害者自立支援法の対象となり、現物支給ではなく補装具の購入または修理にかかる費用が支給されます。

１）対象者：手帳（視覚障害）取得者
　　ただし、一定所得以上の人は給付対象にならない

２）費用の自己負担
・原則として、補装具の購入又は修理にかかる費用の１割が自己負担となる
・所得に応じて一定の負担上限額が設定される（付表１参照）
・補装具基準額を超える費用は自己負担となる

３）種目：矯正眼鏡・コンタクトレンズ、弱視眼鏡、遮光眼鏡、義眼、
　　盲人安全杖（白杖）
・矯正眼鏡とコンタクトレンズは視力の障害がないと適用されない
（視野だけでは適用されない）
・遠近両用眼鏡は認められていない
・単眼鏡は弱視眼鏡に入る
・いわゆるルーペは補装具とされていない
・遮光眼鏡として高い交付基準額が適用されるのは網膜色素変性症、白子症、先天無虹彩、錐体杆体ジストロフィーの人のみ
・色めがねは補装具とは認められなくなった
・点字器は日常生活用具として給付されることになった

４）申請方法
・いずれの場合も申請時には手帳と印鑑が必要
・白杖は、本人が窓口へ申請するだけでよい
・義眼と弱視眼鏡は、指定自立支援医療機関（「３－２　自立支援医療」の（２）と同じ）の意見書（弱視眼鏡は処方箋も必要）を窓口に提出する
・１８歳以上の人の矯正眼鏡とコンタクトレンズは、一般の眼科医の処方箋と意見書を窓口に提出する（１８歳未満の人は指定自立支援医療機関からの発行書類に限る）
・眼鏡等の意見書用紙は窓口にある（眼科にも配布してある）
・いずれも、意見書を眼科でもらわず岡山県身体障害者更生相談所に出向いてもよい（その場合は予約が必要で、原則として毎月第１水曜日）

５）窓口：市町村の障害福祉担当

３－４　日常生活用具の給付＊

身体に障害のある人の生活に役に立つ用具を、市町村が給付する制度です。自立支援法によって、用具の種類や基準額、自己負担などについて、国ではなく市町村が決める事業となりました。

したがって、以下の説明は一つの事例と考えてください。具体的なことは市町村の窓口で確認してください。

１）対象者・手帳（視覚障害）取得者
　　・ほとんどの種類は１級または２級の学齢期以上の人
　　・拡大読書器は１級から６級の人
　　・点字図書は点字が読める人
　　・ただし他にも条件があるので、窓口で確認が必要
　　・一定所得以上の人は給付対象にならない

２）費用の自己負担
　　・希望する用具の価格が種類毎に決められた基準額以内なら、価格の１割が自己負担
　　・価格が基準額を超える場合は基準額との差額は自己負担になる
　　・所得によって自己負担の上限がある（付表１）

３）窓口：市町村の障害福祉担当

４）視覚障害者向けの種類と基準額の例

種類	基準額
火災警報器　（重度障害者のみの世帯）	15,500 円
自動消火器　（重度障害者のみの世帯）	28,700 円
電磁調理器　（視覚障害者のみの世帯）	41,000 円
歩行時間延長信号機用小型送信機	7,000 円
盲人用体温計：音声式	9,000 円
盲人用体重計	18,000 円
情報・通信支援用具（３級以上でパソコンを所有）	100,000 円＊
点字ディスプレイ・点字プリンター（２級以上でパソコンを所有）	300,000 円
点字タイプライター（２級以上で就労・就学者）	63,100 円
点字器：標準用・金属製（安価な樹脂製あり）	10,400 円
同上：携帯用・金属製（安価な樹脂製あり）	7,200 円
視覚障害者用ポータブルレコーダー：録音再生	85,000 円
同上　　：再生	35,000 円
盲人用時計：触読式	10,300 円
同上　　：音声式	13,300 円
視覚障害者用活字文書読上げ装置	99,800 円
視覚障害者用拡大読書器（１～６級）	198,000 円
点字図書	（下の５の説明参照）

注・用具にはそれぞれ耐用年数が決められていて故障や修理の時の対応の目安になる
　・上に種類として指定されている用具や基準額はひとつの例なので、正確なことはそれぞれの市町村窓口で確認が必要

５）いくつかの種類の説明

・情報・通信支援用具

パソコンの障害者用ソフトと周辺機器のことで、１回に複数の品物をまとめて購入でき、基準額は購入合計金額の上限となる

点字ディスプレイや点字プリンターを含むと基準額（＊）は 300,000 円となる

・視覚障害者用ポータブルレコーダー

本などを録音したＣＤ（デイジー図書という）を聞いたりＣＤに録音したりするための器械で、今後、録音図書はテープに代わってＣＤが多くなる

・視覚障害者用拡大読書器

上向きに置いた印刷物や用紙をビデオカメラで写しテレビに拡大して映し出す装置。テレビ台とカメラが一体の据え置き型と、テレビ台はなく小型カメラをテレビにつなぐものや、カメラと小型液晶画面が一体になった可搬型がある。品物によっては画面を見ながら署名や簡単な文を書くこともできる

・視覚障害者用活字文書読上げ装置

文章をパソコンで特殊な記号に変えて印刷したものを読み上げる装置

・点字図書

雑誌を除く図書を、年間に６タイトル、合計２４巻まで利用できる

点字図書と普通図書の価格の差が給付対象となる

３－５　家事の支援＊

（１）居宅介護（ホームヘルプ）

１）事業の内容

自宅で入浴や食事の介助、家事などを行う

２）対象者：在宅の、障害児または障害程度区分認定を受けた障害者

３）費用　・身体６０分：４００単位

・家事６０分：１５０単位

・原則として１割負担、ただし、市民税額等による軽減がある

４）窓口　：市町村障害福祉担当または相談支援事業者

（２）生活サポート事業

注：市町村によってはこの事業を行っていません。

１）事業の内容

・障害程度区分が「非該当」であっても、日常生活に支援が必要な在宅の障害者について、ヘルパーを居宅に派遣して家事援助をする

・市町村によって、支給期間や１ヶ月当たりの支給量などに制限がある

２）対象者：在宅の障害者（児）でこの事業の支給決定を受けた人

３）費用　・３０分　　：　８０単位

・１時間　　：１５０単位

・１時間３０分：２２５単位

・原則として１割負担、ただし、市民税額等による軽減がある

４）窓口　：市町村障害福祉担当または相談支援事業者

注：「単位」の説明

（この説明は障害者自立支援法のサービス全部に共通です）

・障害者自立支援法のサービスに対する費用について、「単位」という用語を使っています。

・「単位」に「単位単価」をかけた金額が、あるサービスを受けた場合に実際に発生する費用です。この費用のうちの１割を利用者が自己負担するのが、この法律の原則です。

・「単位単価」は基本的に市町村によって決まりますが、「約１０円」なので、「単位」の数字が利用者の自己負担額のおおよその金額を表わします。

例えば「１５０単位のサービス」を受けると、自己負担は約１５０円です。

・「単位」や「単位単価」は利用する施設によっても異なります。したがって、施設でサービスを受ける場合は、サービスの内容だけでなく利用する施設が具体的になってから費用が正確に決まります。

〔付〕　介護保険の訪問介護（ホームヘルプ）

６５歳以上（４０歳以上で特定疾病）の人は、上記の（１）と（２）より前に、この制度を利用することが優先されています。この制度にない、あるいは、足りない場合に（１）（２）を利用します。

１）事業の内容

Ａ　要介護１～５の場合

ホームヘルパーが家庭を訪問し、入浴、排泄、食事などの身体介護や調理、洗濯などの生活援助を行う

Ｂ　要支援１・２の場合
利用者が自力で困難な行為について、ホームヘルパーによるサービスが提供される

２）対象者：要介護１～５または要支援１・２の人
ただし、要支援１・２の人では同居家族の支援や地域の支え合い、支援サービスなどが受けられない場合に限る

３）費用
Ａ　要介護１～５の場合
３０分以上１時間未満１回につき、身体介護は 402 円、生活援助は 208 円
ただし、早朝、夜間、深夜などには１回 100 円の加算がある
Ｂ　要支援１・２の場合
週１回程度の利用で１ヶ月 1,234 円の定額

４）窓口：市町村の介護保険担当

３－６　外出の支援＊

（１）移動支援事業（個別支援型）

１）事業の内容

・主に余暇活動や社会参加のための外出について、ヘルパーが一対一で移動を支援する

・通所や通学などの定期的な外出や、政治活動、営業活動などには利用できない

・一般に、通院はこの事業ではなく「（２）居宅介護（ホームヘルプ）」で支給される

・月間支給量などに上限がある

２）対象者：在宅の、障害児または障害程度区分認定を受けた障害者
ただし、介護保険対象者は対象外（下の〔付〕参照。なお、６５才以上でも介護保険の対象外サービスについては給付される）

３）費用　・１時間：１５０単位（「単位」については「３－６　家事援助」の注を参照）
・６時から８時と１８時から２２時は２５％増し
・タクシー代などは別途必要
・原則として１割負担。ただし、市民税額等による負担軽減がある

注：個別支援型とは別に、１人のヘルパーが複数（５人以内程度）の利用者を支援する「グループ支援型」もある

（２）居宅介護（ホームヘルプ）

１）事業の内容
余暇活動や社会参加ではなく、通院などの日常生活に欠かせない外出は、（１）の移動支援事業ではなく、居宅介護としての外出支援を利用する

２）対象者：在宅の、障害児または障害程度区分認定を受けた障害者

３）費用　・６０分：１５０単位（身体介護が必要な場合は４００単位）
・原則として１割負担。ただし、市民税額等による負担軽減がある

４）窓口　：市町村障害福祉担当または相談支援事業者

〔付〕介護保険の訪問介護（ホームヘルプ）

６５歳以上（または４０歳以上で特定疾病）の人は、上の（１）と（２）ではなく、こちら制度を利用することが優先されます（家事の支援と同じ）。
この制度にない、あるいは足りない場合に、上の（１）（２）を利用します。

１）事業の内容：通院など、日常生活に欠かせない外出に使用できる

２）対象者：要介護１～５の人

３）費用　・３０分以上１時間未満１回につき 402 円（身体介護とみなされる）
・早朝、夜間、深夜などには１回 100 円の加算がある
・移送にかかる費用は別途自己負担となる

４）窓口　：市町村の介護保険担当

３－７　重度心身障害者医療費公費負担制度

平成１８年１０月から、岡山県医療費公費負担補助制度では、重度の心身障害者と障害児などについての医療費の１割を自己負担することが原則となりました。

なお、世帯の所得によって決まる負担額の上限が県によって定められていますが、市町村によっては上乗せがありますから、詳しくはお住まいの市町村の窓口で確認してください。

１）対象者：１級か２級の身障者手帳取得者、３級の身障者手帳と療育手帳Ｂの両方の取得者
ただし、６５歳以上の新規手帳取得者は対象外で、老人医療制度（６５歳以上）を受ける
２）窓口　：市町村の障害福祉担当、または医療給付担当
３）必要書類等：申請書、身体障害者手帳、印鑑、健康保険証
４）その他：所得制限があり一定所得以上の場合は対象外となる

３－８　盲導犬の貸与と飼育費の助成

岡山県では県の事業として、視覚障害者に対する盲導犬を含め毎年２頭の介助犬を希望者に貸与しています（国の社会参加総合推進事業）。

盲導犬飼育費の助成制度は、岡山県としてはありませんが、実施している市町村があります。

１）対象者：１８歳以上の視覚障害１級の手帳取得者で、県内に１年以上居住している人
２）申込み：毎年４月と５月
３）窓口　：市町村の障害福祉担当
　　または県障害福祉課（電話：086-226-7345）
４）利用　：申込者と県の話し合いで貸与が認められると、盲導犬訓練施設に紹介されて具体的な準備が始まる
５）近隣の盲導犬訓練施設
□兵庫県盲導犬協会
〒651-2212　神戸市西区押部谷町押部宇向井２４
電話：078-995-3481
□日本ライトハウス盲導犬訓練部
〒585-0055　大阪府南河内郡千早赤阪村大字東阪１２０２
電話：0721-72-0914
□関西盲導犬協会
〒621-0027　京都府亀岡市曽我部町犬飼未ヶ谷１８－２
電話：0771-24-0323

３－９　税金の控除・減免

税金を支払う本人、または、配偶者や扶養家族などが身障者手帳を取得している場合は、所得税、住民税、自動車税、相続税、一部の利子課税などの減免が受けられます。

所得税や住民税の税額は、所得から「所得控除」を引いた金額で決められますが、障害者については「所得控除」が増額されて、税金が減額されます。詳しいことは、それぞれの窓口で相談してください。

（１）所得税

１）対象者

Ａ　本人または控除対象配偶者または同居している扶養親族が手帳を所持する障害者の場合は、障害者一人ずつに「障害者控除」がある

Ｂ　控除対象配偶者または同居している扶養親族が特別障害者（１・２級）の場合には、「配偶者控除」や「扶養控除」が増額される

２）窓口：給与所得者は勤務先の給与担当、その他の人は税務署

（２）住民税

・所得税と同じように、「障害者控除」がある

・所得税から自動的に計算されるので手続きは要らない

・窓口：市町村の税務担当

（３）自動車税

１）対象者：視覚障害では、１級・２級・３級・４級の①（視力での４級）の手帳取得者

２）内容　：下の条件を満たす場合に、障害者一人につき１台について、自動車取得税と自動車税の課税を免除する

３）条件　：つぎのＡ、Ｂ、Ｃのどれかに当てはまること

Ａ　本人が１８歳以上で、本人が所有して運転する

Ｂ　本人が１８歳以上で運転者が生計同一者、または、本人が１８歳未満、の場合は「身体障害者の通学・通院・通所又は生業のため、週１日以上または月４日以上継続的」に使用する

Ｃ　単身又は障害者同士で生活する身体障害者などを常時介護する者が運転する

４）窓口　：県自動車税事務所　086-273-9295
または、各県民局（旧振興局）税務部
ただし、軽自動車税については市町村の税務担当

（４）障害者等の少額預金・少額公債・郵便貯金等の利子所得の非課税制度(通称、障害者等のマル優・特別マル優等)

１）対象者：国内に住所があり次のいずれかに該当する人

・手帳の交付を受けている

・障害を事由とした年金を受けている

・障害児福祉手当、特別障害者手当を受けている

２）制度の内容

・次の３種類の組み合わせの預貯金などの利子が、それぞれ非課税になる

・金額はそれぞれの組み合わせについて１人当たりの額で、３種類を合計して１人当たり最高 1050 万円の上限額がある

・預貯金（郵便貯金を除く）、合同運用信託、特定公募公社債等運用投資信託、一定の有価証券の４種類の貯蓄の元本の合計額が 350 万円以下
（障害者等のマル優）

・国債及び地方債の額面の合計額が 350 万円以下
（障害者等の特別マル優）

・郵便貯金の元本が 350 万円以下

３）手続き：それぞれの窓口を経由して事前に「非課税郵便貯金申込書」を税務署長へ提出する

４）窓口　：各金融商品を扱う郵便局、金融機関、証券会社など

（５）その他

相続税、贈与税の減免がある

・窓口：税務署

３－１０　公共料金の減免など

（１）郵便料金

１）次のＡとＢは無料（いずれも第四種郵便物）

Ａ　点字郵便物：開封で点字のみを掲げたものを内容とするもの

Ｂ　特定録音物等郵便物：盲人用の録音物または点字用紙を内容とする郵便物で、郵便局の指定を受けた施設などから差し出される、又はこれらの施設にあてて差し出されるもの

２）このほかに、点字のみで３０ｋｇまで扱う点字小包と、図書館と利用者の間だけで認められ３ｋｇまでの心身障害者用冊子小包があり、どちらも料金は通常の小包のほぼ半額

３）青い鳥はがき

・対象者：１級か２級の身体障害者

・配布　：申込みをした人に、上下裏表がわかる、くぼみ入り通常郵便葉書を一人につき年間２０枚無料配布する

・申込み：郵便局で毎年１回（４月と５月）受け付ける

４）窓口：郵便局

注：このくぼみ入り普通はがきは、一般にも販売されている

（２）ＮＨＫ放送受信料

１）内容

・全額免除：手帳を取得している人のいる世帯で、かつ、公的扶助を受けている世帯

・半額免除：世帯主が、手帳（視覚障害）の取得者である世帯

２）窓口：市町村の障害福祉担当で「放送受信料免除申請書」に証明を受け、ＮＨＫに提出する

（３）ＮＴＴ「ふれあい案内」

１）内容

・内容　：電話帳を利用することが困難な人向けの無料番号案内

・対象者：視覚障害１級～６級の手帳取得者で、登録した人

２）窓口　　：フリーダイアル　0120-104174

〔付〕点字電話帳

１）内容：県内の、個人、官公庁、公共施設などの電話番号を点字で収録して適宜改訂される電話帳で、希望者に無料配布される

２）対象者：岡山県視覚障害者協会に申し込んだ人

３）窓口　：岡山県視覚障害者協会
電話：086-271-0933

３－１１　運賃の割引

（１）障害の程度区分

運賃の割引では、障害の程度を次のように区分しています。

第１種障害者：視覚障害では１・２・３級と４級の１（視力での４級）の手帳取得者

第２種障害者：第１種以外の手帳取得者

問い合わせなどの窓口は、ＪＲやバス会社などそれぞれの会社の営業担当です。

（２）ＪＲ鉄道の運賃・料金の割引率

・乗車券や定期券を買うときに手帳を提示し、乗車の時に手帳を所持してください。

・自動券売機を利用する場合は、割引された金額で購入して改札口で申し出てください。

１）普通乗車券（片道・往復・連続）、回数乗車券、普通急行券

	乗車形態	割引対象	割引率
第１種	本人が単独で片道１００ｋｍを超える区間を利用する	普通乗車券	５割引
	本人が介護者とともに利用する（距離制限なし）	普通乗車券 回数乗車券 普通急行券	本人と介護者ともに５割引
第２種	本人が単独で片道１００ｋｍを超える区間を利用する	普通乗車券	５割引

２）通勤・通学定期乗車券

・本人が単独で乗車する場合は割引はない

・第１種障害者が介護者とともに乗車する場合は、本人の通勤・通学定期乗車券と介護者の通勤定期乗車券がそれぞれ５割引になる

・１２歳未満の人は小児定期券となり割引はない

・１２歳未満の第２種障害者が介護者とともに乗車する場合は、介護者の通勤定期だけが５割引となる（本人は小児定期券なので割引にはならない

・乗車距離の制限はない）

（３）バス運賃の割引

運賃支払時に手帳を提示してください。

		第１種		第２種
		単独	介護者同伴	単独
乗車券	１２歳以上	５割引	本人：５割引 介護者：５割引	５割引
	１２歳未満	小児運賃の５割引	本人：左と同じ 介護者：５割引	左と同じ
定期券	１２歳以上	３割引	本人：３割引 介護者：３割引	３割引
	１２歳未満	小児定期券となり割引はない		

（４）タクシー運賃

手帳を乗務員に提示すれば、運賃が１割引になります。

注：市町村によっては福祉タクシー券の給付が別にあり、窓口は市町村の障害福祉担当

（５）有料道路通行料金

障害者が自分で運転するか、第１種障害者が同乗して他の人が運転する場合に有料道路通行料金が５割引になる

注：市町村の障害福祉担当へ事前申請が必要で、車種などの制限、有効期限がある

（６）その他

国内航空運賃、フェリー運賃の割引があり、窓口はそれぞれの会社の営業担当

３－１２　駐車禁止除外車両の指定など

（１）駐車禁止及び時間制限駐車区間規制の除外車両指定

１）対象車両：視覚障害者が利用している車両

２）利用法　：「駐車禁止除外指定車標章」の交付を受けて、車両前面ガラスの外部から見やすい箇所に表示する（有効期間は最大３年）

３）窓口　　：対象となる地域の警察署（交通関係担当）

（２）通行禁止除外車両の指定

１）対象車両：障害等級の条件はなく、「歩行が困難で車両を利用する必要」のある人が、介護のためになど「頻繁に利用する」車両が対象

２）通行許可証・申請された場所について地元警察署長が判断し「通行許可証」を交付する（有効期限は最大３年）

・１人あたり３箇所まで交付する

３）利用法：交付された「通行許可証」を車両前面ガラスの外部から見やすい箇所に表示する

４）窓口　：対象となる地域の警察署（交通関係担当）

３－１３　選挙での投票

（１）在宅投票（郵便等投票）をする場合の代理記載制度

１）対象者：視覚障害１級の手帳取得者で、さらに次の障害についての身体障害者手帳を取得している人

・両下肢、体幹、移動機能障害：1 級または 2 級

・心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害：1 級～3 級

・免疫の障害：1 級～3 級

２）手続き：「郵便等投票（在宅投票）」を申請し、「代理記載対象者」の証明と「代理記載人となるべき者の届け出」の手続をする

３）窓口　：市町村の選挙管理委員会

（２）点字投票と代理投票

手帳は必要なく、どの投票所でもできます。

期日前投票も同じです。

１）点字投票

点字投票用紙と点字用具は投票所毎に備え付けている

２）代理投票

点字ができない人には、「代理投票」制度がある

①専門の係員（代理投票者）が２人つく

②本人の意向に従って投票用紙に記入し他の１人が確認する

③本人が投票箱に入れる

（３）その他

・点字選挙はがきは、市町村の選挙管理委員会に申し出ると発行されます。

・一般に点字の選挙公報はありません。

３－１４　心身障害者扶養共済制度

心身障害者（児）を扶養している保護者が、毎月掛け金を納めることにより、保護者が死亡（重度障害を生じた場合も含む）した場合、障害者（児）に年金が支給されます。

１）対象者・１級、２級、３級の手帳取得者
　　・身体に永続的な障害があり、上と同程度の人（医師の判断）

２）掛金額・２口まで加入できる
　　・加入（または口数追加）時の年齢による月額掛金は下の表の通り、ただし、年齢は毎年度の４月１日現在における年齢

＜年齢＞	＜１口分の月額掛金＞
３５歳未満	3,500 円
３５歳～３９歳	4,500 円
４０歳～４４歳	6,000 円
４５歳～４９歳	7,400 円
５０歳～５４歳	8,900 円
５５歳～５９歳	10,800 円
６０歳以上	13,300 円

注：生活保護を受けている世帯は全額、市町村民税が課せられていない世帯または免除されている世帯は半額、市町村民税所得割が課せられていない（均等割のみ課税）世帯は３割、掛金が免除される

３）支給額（終身支給）
　・１口加入の場合：月額　20,000 円
　・２口加入の場合：月額　40,000 円
　・１級と２級の手帳の人には、月額 10,000 円の特別加算金が加算される（重度加算）

４）窓口：市町村の障害福祉担当

〔付〕生活福祉資金貸付制度（社会福祉協議会の事業）

必要な資金の融資を他から受けることが困難な低所得世帯や障害者世帯、高齢者世帯の生活安定・向上のために、民生委員の指導により目的に応じた貸付をします。
住宅資金、生業資金、障害者自動車購入資金などが対象です。

１）対象者：身体障害者がいる世帯
２）窓口　：地域の社会福祉協議会
　参考：次のＵＲＬ（岡山県社会福祉協議会）を参照
　　http://www.fukushiokayama.or.jp/

３－１５　一部の市町村で実施されている制度

県内の一部の市町村で実施されている障害者を対象とした制度を、順不同で簡単に紹介します。窓口が書いていない場合は、市町村の障害福祉担当へ問い合わせてください。

（１）障害者のための刊行物
岡山市が「障害者のしおり」、倉敷市が「障害者ガイドブック」をそれぞれ印刷発行している
（２）自治体の広報
・内容：広報を点字や録音テープにして希望者に配布している市町村がある
・窓口：市町村の広報担当あるいは障害福祉担当
（３）盲導犬飼育費の助成
・対象者：視覚障害１級の手帳取得者
（４）住宅改造資金の助成
１）浴室、便所、台所などの改造費の一部
２）新築、増築、全面的な改築は対象とはならない
（５）住宅整備資金の貸付
・浴室、便所、台所などの増改築費の一部
（６）住宅整備借入金への利子補給
・住宅金融公庫の融資を受けて住宅を増改築する場合の利子補給
（７）公営住宅
・入居抽選での優遇、あるいは家賃の減免
・窓口：「住宅管理課」など
（８）はり、きゅう、マッサージ施術費の助成
（９）バス利用料助成
（１０）島地部からの定期船の運賃助成
（１１）福祉タクシー券の給付
（１２）点字新聞購読料の助成
（１３）重度障害者特別給付金
・対象者：年金制度の被保険者の資格などによって障害年金を受けることができない重度障害者
（国籍要件で年金制度に加盟できない人を含む）
（１４）自立更生援護金
（１５）在日外国人障害福祉金
・対象者：重度障害のある外国人で、国民年金制度による障害基礎年金などを受けられない人
（昭和５７年１月１日に満２０歳に達していた人）
（１６）児童福祉年金
・対象者：２０歳未満の身体障害者（１・２・３級）の保護者で、障害児福祉手当を受給していない児童
ただし、保護者の所得制限などの条件がある
・窓口：市町村の障害福祉担当、または、子育て支援課など
（１７）結婚祝金
（１８）事業税の免除

・対象者：重度の視覚障害者が行なう、あん摩、はりなど医学に類する事業の事業税を非課税とする
・窓口：市町村の税務担当

参考：県下の制度全般については県障害福祉課のホームページが参考になります。
URL：http://www.pref.okayama.jp/hoken/shofuku/shofuku.htm
各市町村のホームページは次のページ（県の市町村リンク）から探せます。
URL：http://www.pref.okayama.jp/linkmap/linkmap.html

４　身体障害者手帳を必要としない手当

この章の３種類の手当を受けるには、身体障害者手帳は不要ですが、別に決められた障害等級の認定を受ける必要があります。

この制度での障害者と障害児（２０歳未満）の障害等級は次の通りです。

１級：両眼の視力の和が 0.04 以下の人

２級：両眼の視力の和が 0.08 以下の人

注：これら３種の手当は物価スライド制をとっているので、支給額が変わることがあります。

４－１　特別児童扶養手当

注：この手当と児童扶養手当、児童手当、障害児福祉手当との併給が可能です。

１）対象者：障害児（２０歳未満）を家庭で養育している保護者
ただし、次のいずれかに該当する場合は支給されません。
・保護者の前年所得が所得制限額を超えている
・児童が児童入所施設や社会福祉入所施設に入所している
・児童が障害を事由とする年金を受給している

２）支給額・１級　月額　50,750 円
・２級　月額　33,800 円

３）窓口　：市町村の障害福祉担当または「子育て」担当

４－２　障害児福祉手当

１）対象者：在宅の障害児（２０歳未満）
ただし、次のいずれかに該当する場合は支給されません。
・本人及び扶養する人の前年の所得が基準額をこえる
・児童入所施設や社会福祉入所施設に入所している
・障害を事由とする年金を受給している

２）支給額：月額　14,380 円

３）窓口　：市町村の障害福祉担当

４－３　特別障害者手当

１）対象者：２０歳以上で、著しく重度の障害の状態にあるため、
日常生活において常時特別の介護を必要とする人
ただし、次のいずれかに該当する場合は支給されません。
・本人及び扶養する人の前年の所得が基準額を超える
・社会福祉入所施設に入所している
・病院又は診療所に３ヶ月をこえて入院している

２）支給額：月額　26,440 円

３）窓口　：市町村の障害福祉担当

５　障害年金制度関連

５－１　障害年金制度

障害年金制度では、国民年金から全国民に共通の障害基礎年金が支給され、被用者年金制度（厚生年金か共済年金）に加入している人の場合には、その被用者年金制度から障害厚生年金または障害共済年金が上乗せして支給されます。

６５歳未満の人は障害年金と老齢年金とを重複して受給することはできず、どちらか一方を選択します。

６５歳以上の人は次の二つの組み合わせについて併せて受給できます（平成１８年度から）。

・障害基礎年金と老齢厚生年金
・障害基礎年金と遺族厚生年金

障害年金を受けるためには、個別に条件を検討する必要があります。詳しくは、下に書かれた窓口、年金相談センター、医療機関のソーシャルワーカーなどに相談してください。

１）対象者

国民年金、厚生年金、共済年金のいずれかの被保険者で、この制度の加入要件（初診日がいつか）と納付要件（保険料の納付期間が一定以上）を満たしていて、この制度による障害の認定を受けた人

注：この制度の障害認定は、身体障害者手帳の認定とは別です。

２）窓口

・障害基礎年金：市町村の国民年金担当課
・障害厚生年金：事業所を管轄する社会保険事務所
・障害共済年金：各共済組合

３）障害認定基準（視力値は矯正視力）

Ａ　各年金に共通

１級：両眼の視力の和が 0.04 以下
２級：両眼の視力の和が 0.05 以上 0.08 以下

注：求心性視野狭窄がある場合は、ゴールドマン視野計のＩ/２視標が両眼とも全周５度以内であれば「日常生活に著しい制限を受けるか、または、著しい制限を加えることを必要とする程度のもの」に相当するとみなされ、２級該当と判定される

Ｂ　障害厚生年金と障害共済年金のみ

３級：両眼の視力が 0.1 以下

Ｃ　その他

３級よりも軽い視力、またはまぶたの欠損、調節機能および輻輳機能障害については、障害手当金が該当する場合がある

４）年金額（平成１８年度）

Ａ　障害基礎年金

１級：年額 990,100 円（子の加算がある）
２級：年額 792,100 円（子の加算がある）

Ｂ　障害厚生年金

１級：加入期間と給与に応じて支給、配偶者加算がある
２級：１級に同じ

３級：１級に同じ（配偶者加算はない）

C　障害共済年金

・障害等級に応じた厚生年金相当部分（報酬比例部分）と職域年金分を合算した額

・１級と２級の場合は配偶者加算がある

〔付〕ニュー福祉定期郵便貯金

注：この制度は内容の見直しが毎年あります。

１）対象者　：障害基礎年金、障害厚生年金、障害共済年金などの受給者

２）預入限度額：郵便貯金の利用限度額（ 1,000 万円）内で一人あたり 300 万円まで

３）利率　　：預入期間１年の定期郵便貯金の約定利率 ＋ 0.25 %

４）取扱期間：（現在は）平成１９年２月２８日（水）まで

５）窓口　　：郵便局

５―２　特別障害給付金制度（平成１７年４月から実施）

注：障害基礎年金、障害厚生年金、障害共済年金を受給することができる人は対象になりません。

１）対象者：国民年金の任意加入期間に加入しなかったことにより障害基礎年金などを受給していない障害者で、次のＡ，Ｂのいずれかに該当する人

Ａ　平成３年３月以前に国民年金任意加入対象であった学生

Ｂ　昭和６１年３月以前に国民年金任意加入対象であった被用者（厚生年金、共済年金の加入者）の配偶者であって、当時、任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在、障害基礎年金１級・２級相当の障害に該当する人

（ただし、６５歳に達する日の前日までに当該障害状態に該当した人）

２）窓口：市町村の国民年金担当課

６　特定疾患

特定疾患に認定されると、医療費などの公費負担を受けられます（全額とは限りません）。

視覚障害に関わる主な疾患は次の通りです。

スモン
サルコイドーシス
網膜色素変性症
ベーチェット病
多発性硬化症
大動脈炎症候群
悪性関節リウマチ
ウェゲナー肉芽腫症
ウィリス動脈輪閉塞症
神経線維腫症

医療費軽減のほかに、医療保険や老人保健法での薬局の保険調剤、自宅での看護サービスなどが、公費負担になります（これらについては自己負担はありません）。また、訪問相談などが受けられます。その他、自治体独自のサービスが設けられていることもあります。

注：岡山県での難病対策（特定疾患）についての詳細は、次のＵＲＬ（岡山市保健所）を参照してください。
http://www.city.okayama.okayama.jp/hofuku/hokensyo/nanbyo/

ここでは、「医療費自己負担の軽減」と「医療附帯療養費の支給」の２項目について説明します。

（１）医療費自己負担の軽減

重症患者の認定を受けた人と市町村民税が非課税の人は、自己負担はありません。

その他の人は、所得税課税年額に応じた自己負担があります（付表３参照）。

１）対象者：特定疾患の認定を受けた人
ただし、医療保険（国民健康保険など）に加入している人
２）窓口　：保健所
３）申請に必要な書類（用紙は窓口にある）
Ａ　特定疾患医療受給者証新規交付の申請
・特定疾患医療受給者証新規交付申請書
・臨床個人調査票（医師に記入してもらう）
・世帯全員の住民票（１通：市町村発行）
・生計中心者についての、該当する次の書類のいずれか
「源泉徴収票」、「納税証明書」（税務署発行）、
「確定申告書」の写し、「非課税証明書」（市町村発行）
・健康保険証の写し
Ｂ　重症患者認定の申請

・申請者は原則として本人または家族、これが困難な場合は医療機関へ
依頼することができる
・重症患者認定申請書
・診断書（重症用）（医師に記入してもらう）
または、身体障害者手帳（１級・２級）の写し
・「特定疾患医療受給者証」、「特定疾患登録者証」があれば持参する

（２）医療附帯療養費の支給
県から年額 9,000 円の医療附帯療養費の支給を受けられます。
支給条件は窓口でお尋ねください。
１）対象者：県内在住の特定疾患認定者で一定の条件を満たす人
２）窓口　：保健所

７　生命保険の特約

生命保険の契約をした後で障害を受けた場合の扱いです。
保険会社によって名称や内容が違うので、個別に確認が必要です。

例：高度障害特約

・約款に定められた所定の高度障害状態になったときに、死亡保険金と同額の保険金を受取ることができる
・例えば、被保険者が疾病または傷害により、両眼の視力を全く永久に失った場合や、両眼の視力の和が 0.04 以下の場合などに適用される
・この特約で保険金を受け取った時点で元の契約は消滅する
・したがって、別の高度障害状態に該当したり、死亡した場合に重複して保険金が支払われることはない

８　保育と教育

障害のある子どもたちの保育・教育を行なっている幼稚園・保育園（所）や学校、保護者などのための相談機関があります。見え方、保育や学習の方法、おもちゃや機器の紹介、就学・進学などについて、相談を受けることができます。

（１）障害児保育

市町村によって受け入れ方は違いますが、担当職員の加配や保育室の整備をして障害児保育を行っている幼稚園・保育園（所）などがあります。こういった特定の拠点園で受け入れる場合のほかに、一般の園への受け入れや通園施設で療育を受けることなどもできます。

相談・問合せ先：各市町村の保育課、障害福祉担当、教育委員会など

参考：療育とは「障害児が医療的配慮のもとで育成されること」

（２）弱視学級

現在、県内では、岡山市立岡山中央小学校と岡山市立岡山中央中学校に設置されています。対象は、岡山市内の視覚障害児童生徒です。視覚障害児童生徒、就学前幼児などについての教育相談も行っています。

相談・問合せ先：岡山市教育委員会　　電話：086-803-1000
岡山市立岡山中央小学校　電話：086-234-7750
岡山市立岡山中央中学校　電話：086-225-0151

（３）岡山盲学校

県内には、岡山県立岡山盲学校があります。

矯正視力がおおむね 0.3 未満、または、高度の視機能障害（視野狭窄など）のために学習や日常生活に支障がある人、などが対象です。

・課程の詳細は次のページの表を参照してください。
・社会人として生活していた途中で視機能の障害のために入学し、職業自立に向けて勉強をしている人もいます。
・通学が困難な児童生徒のためには寄宿舎があります。
・授業料は不要です。

このほかにも入学とは直接関係なく、盲学校では次のようないろいろな相談に応じています。

・０歳から就学前の子どもについての相談室「たんぽぽ教室」があり、見え方や発達、保育や就学などについて相談できます。
・盲学校以外に在籍している視覚障害児童生徒のために、学習についての工夫や補助具の使用、学校生活全般について、教育相談や教育支援を行っています。
・学校を卒業して、社会生活をしている目の不自由な方の相談を行っています。

相談と問合せ先・岡山盲学校視覚障害教育相談支援センター
〒703-8235　岡山市原尾島４－１６－５３
電話：086-272-3165
URL：okamo_shien@infoseek.jp
・岡山県教育委員会指導課 特別支援教育室
電話：086-226-7587

注：盲学校と弱視学級には、「就学奨励費」という学費を援助する制度があります（所得条件などがあります）。

岡山盲学校の課程

<table>
<tr><th colspan="3">設置課程</th><th>修業年数</th><th>入学資格</th><th>学習内容</th></tr>
<tr><td colspan="3">小学部</td><td>６年</td><td rowspan="2">小中学校と同じ年齢と卒業条件</td><td rowspan="2">小中学校に準ずる</td></tr>
<tr><td colspan="3">中学部</td><td>３年</td></tr>
<tr><td rowspan="4">高等部</td><td rowspan="2">本科</td><td>普通科</td><td>３年</td><td rowspan="2">中学校を卒業した者またはこれに準ずる者
・入学者選抜試験あり</td><td>高等学校普通科に準ずる</td></tr>
<tr><td>保健理療科</td><td>３年</td><td>職業課程高等学校に準じた普通教育とあん摩に関する理論と実技</td></tr>
<tr><td rowspan="2">専攻科</td><td>理療科</td><td>３年</td><td rowspan="2">高等学校を卒業した者、またはこれと同等以上の学力があると認められた者
・入学者選抜試験あり</td><td>あん摩、はり、きゅうに関する理論と実技</td></tr>
<tr><td>保健理療科</td><td>３年</td><td>あん摩に関する理論と実技</td></tr>
</table>

注：保健理療科、理療科を卒業すると、当該の国家試験の受験資格が取得できます。

（４）筑波大学附属盲学校

・東京都文京区にあり、生徒を全国から募集していて、敷地内に寄宿舎を併設しています。
・課程は、幼稚部、小学部、中学部、高等部が設置されており、高等部には、普通科、音楽科、専攻科があります。
・視覚に障害のある児童生徒を対象に、就学相談・盲児教育・弱視教育や編入相談などに応じています。

相談と問合せ先：筑波大学附属盲学校
〒112-8684 東京都文京区目白台３-２７-６
電話　03-3943-5421（代表）

（５）盲学校に設置されている科について

・全国的に、高等部のある盲学校には、あん摩マッサージ指圧、はり、きゅうの学習をする科が設置されています。
・その他に、理学療法科（筑波附属盲、大阪府盲）、音楽科（筑波附属盲、京都府盲、大阪府盲など）、情報処理科（大阪府盲）などが設置されているところもあります。

問合せ先：岡山盲学校（前ページ参照）

（６）［国立大学法人］筑波技術大学（旧筑波技術短期大学：注参照）

・茨城県つくば市にあり、視覚や聴覚に障害のある人が学ぶ国立大学です。
・保健科学部には、鍼灸学専攻（定員 20 人）と理学療法学専攻（定員 10 人）の二つの専攻コースのある保健科学部保健学科と、情報システム学科（定員 10 人）の二つの学科が設置されています。
・設備は、自学自習のための音声合成・認識のコンピュータなど充実しています。また、ネットワーク、コンピュータ利用の基礎教育を早い時期に実施しており、障害に合わせた点字・墨字・電子データなどの教材が豊富にそろっています。

所在地　：〒305-8520 茨城県つくば市天久保４－３－１５
問合せ先：同大学　視覚障害系支援課　教務係
電話：029-858-9509
URL：http://www.tsukuba-tech.ac.jp

注：従来の筑波技術短期大学は、既に学生募集が停止されており、平成１７（2005）年１０月から４年制大学「筑波技術大学」として新たに発足し、平成１８（2006）年４月に第一期生が入学しました。
学内には、障害者高等教育研究支援センターも新設され、視覚障害者向けの教育機器開発などにも力を入れていくようです。

９　職業と就業＊

（１）職業相談・就業訓練・職場適応訓練

次の施設では、ハローワークと協力しながら、身体障害者の職業相談、就業のための訓練や職場適応訓練を行っています。

□岡山障害者職業センター

所在地：〒700-0952　岡山市平田４０７
電話　：086-243-6955
運営　：［独立行政法人］高齢・障害者雇用支援機構
業務内容：相談、職業訓練、ジョブコーチの派遣

□岡山障害者就業・生活支援センター

所在地：〒703-8555　岡山県岡山市祇園地先
電話　：086-275-5697
運営　：［社会福祉法人］旭川荘
業務内容：相談、職業斡旋、職場定着支援

□倉敷障害者就業・生活支援センター

所在地：〒710-0834　岡山県倉敷市笹沖１８０　くらしき健康福祉プラザ
電話　：086-434-9886
運営　：［社会福祉法人］倉敷市総合福祉事業団
業務内容：相談、職業斡旋、職場定着支援

注：ジョブコーチによる、本人が職場に適応できるための支援や、事業主や職場に対して職場適応に必要な助言や職務・職場環境の改善の提案も行ないます。

（２）職業教育

岡山盲学校には、一般の視覚障害者を対象として、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の受験資格を取得する職業コースがあります（「８　保育と教育」を参照）。

・高等部本科保健理療科（３年）
・高等部専攻科理療科（３年）
・高等部専攻科保健理療科（３年）

（３）障害者自立支援法による訓練等給付

障害者自立支援法の施行によって、「訓練等給付」として就労移行支援が定められました。訓練等給付を受けるには、一次判定・調査が必要です。

１）就労移行支援

就労を希望する人に、一定期間の活動機会の提供、知識、能力の向上などの訓練を行ないます。あん摩、マッサージ、指圧、はり、きゅうの免許取得による就職を目指す訓練はこれにあたります。

注：これらの訓練を受けるための施設は、国立施設では本年１０月から、その他の施設では今後５年の間に、利用できる訓練（サービス）の内容や受け入れ体制などについて新しい制度に移行することになっています。

２）訓練に必要な費用

Ａ　入所して訓練を受ける場合には、就労移行支援（訓練）費用と施設入所支援（宿舎などの施設の利用）費用、それに実費部分として食費・光熱水費が必要です。

Ｂ　このうちの、就労移行支援費用と施設入所支援費用の合計（定率部分）の１割が原則利として利用者の負担となり、実費部分は全額利用者の負担となります。

Ｃ　ただし、定率部分は所得などによる自己負担額の軽減制度があり、実費部分の利用者負担はについては、当面は、 58,000 円が上限でこれ以上にはなりません。

Ｄ　就労移行支援費用と施設入所支援費用は、訓練の内容や施設の種類、規模や所在地などによって異なり計算が複雑なので、具体的な希望にしたがって施設に直接確認する必要があります。

参考：ある施設に入所して、あん摩・はり・きゅうなどの訓練を受ける場合の１ヶ月当たりの自己負担額の例（概算）を次に示します。正確には希望する施設で直接確認が必要です。
なお、訓練は１ヶ月あたり２２日、入所費用は３０日がそれぞれ標準です。

・就労移行支援（訓練）費用と施設入所支援費用の合計についての自己負担額　約 13,000 円
・実費のうち食費　（全額自己負担）　約 46,000 円
〃　光熱水費（　〃　）　約 6,000 円

注：障害者自立支援法では、訓練などサービスに要する費用を「単位」という用語で表わします。この用語については「３－５　家事の支援」の注を参照してください。

３）訓練施設

岡山県内には次のような視覚障害者のための更生施設はありません。
更生施設を利用するには、手帳の取得が必要です。

□国立神戸視力障害センター　理療教育課程
〒651-2134　神戸市西区曙町１０７０
電話：078-923-4670
・あん摩マッサージ指圧はりきゅう科　高等課程（５年）
・あん摩マッサージ指圧はりきゅう科　専門課程（３年）

□日本ライトハウス視覚障害リハビリテーションセンター
職業・生活訓練センター　職業訓練部
〒538-0042　大阪市鶴見区今津中２－４－３７
電話：06-6961-5521
・ビジネス科：電話交換コース（１年）
・ビジネス科：会計・経営コース（１年）
・情報処理科：パソコン活用コース（１年）
・情報処理科：情報処理システムコース（２年）

□広島聖光学園

〒729-2361　三原市小泉町１０４４

電話：0848-66-3456

・本科　：あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師（５年）

・専修科：あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師（３年）

□国立職業リハビリテーションセンター　普通課程

〒359-8555　埼玉県所沢市並木４－１

・メカトロ系：機械技術科、電気／電子技術科

・デザイン系：インテリアデザイン科、DTPデザイン科

・ビジネス情報系：情報技術科、ビジネスマネジメント科

・職域開発系：職域開発科、職業実務科

（メカトロ系の一部は２年、その他は１年課程）

窓口：Ａ　ハローワークから直接入所する場合は、各ハローワーク

Ｂ　国立身体障害者リハビリテーションセンターを経由する場合は、同センター更生訓練所相談判定課

電話：04-2995-3100（内線 2211～2215）

１０　日常生活の訓練＊

自立支援法では視覚障害者が利用する日常生活のための訓練は自立訓練の中の「機能訓練」と呼ばれます（法律上での「生活訓練」は精神障害者が対象です）。

前章の就労移行訓練と同じように、機能訓練を受けるための施設はこれからの５年間で、利用できる訓練（サービス）の内容や受け入れ体制などについて新しい制度に移行します（国立の施設は平成１８年１０月に移行済み）。

１）訓練に必要な費用

前の章の「訓練に必要な費用」と同じで、機能訓練費用と施設入所支援費用の１割と、食費と光熱費などの実費が自己負担となります。自己負担の軽減や実費の上限額も先と同じです。

参考：ある施設に入所して訓練を受ける場合の、１ヶ月当たりの自己負担額の例（概算）を次に示します。正確なことは施設に直接確認が必要です。

・機能訓練費用と施設入所支援費用の１割　標準２２日　約 13,000 円
・食費と光熱水費の実費　標準３０日　約 52,000 円

注：ここでは省略しましたが、上の費用も「単位」をもとにして計算されます。「単位」については「３－５　家事の支援」の注を参照してください。

２）訓練の内容

機能訓練は、視覚障害者のリハビリテーションの中でも中心的な内容です。見えにくいことによる日常生活の不便さや不自由さを、訓練により今までとは違った方法を獲得することで軽減させていきます。障害の程度や本人の希望によって、訓練を受ける期間や内容に差があります。訓練の内容は主に下の４つに分けられます。

Ａ　歩行：手引きによる歩行、白杖による歩行、盲導犬を使用しての歩行など
Ｂ　コミュニケーション
　　：点字の習得、パソコン・ルーペ・単眼鏡・拡大読書器の使用法など
Ｃ　日常生活動作
　　：身辺処理、家事など
Ｄ　その他：スポーツ、レクリエーションなど

３）訓練施設

訓練施設は、指導者が視覚障害者の自宅に赴いて訓練を行なう在宅型と、施設の寮に入って訓練を受ける入所型、通って訓練を受ける通所型に分けられます。しかし、視覚障害者が希望しても実際に訓練を受けられる施設が近くにないか、あってもすぐに訓練を受けられる状態にない場合が多いのが現状です。

ここでは主な入所型訓練施設を紹介します。

なお、これらの施設（更生施設）を利用するには、手帳の取得が必要です。

□国立神戸視力障害センター
〒651-2134　神戸市西区曙町１０７０
電話：078-923-4670

□日本ライトハウス視覚障害リハビリテーションセンター
職業・生活訓練センター生活訓練部
〒538-0042　大阪市鶴見区今津中２－４－３７
電話：06-6961-5521
□京都ライトハウス
〒603-8302　京都市北区紫野花ノ坊町１１
電話：075-462-4400
□国立身体障害者リハビリテーションセンター　更生訓練所
〒359-8555　埼玉県所沢市並木４－１
電話：04-2995-3100（代表）

注：岡山県視覚障害者協会でも相談の結果によって、点字、歩行、パソコンなどの訓練を行ないます。
・窓口：岡山県視覚障害者協会　電話：086-271-0933
または
岡山県視覚障害者センター
〒700-0927　岡山市西古松２６８－１
電話：086-244-1121

１１　パソコンの利用＊

（１）パソコンは何の役に立つか

普通のパソコンと視覚障害者用の専用のソフトを使うと、画面の文字を拡大したり、文字を音で読み上げたりして、見えにくい人や全く見えない人でも、日記を書く、手紙や年賀状を書く、電子メールやインターネットを使う、印刷物を読む、などが自分でできます。

特に電子メールは、目が不自由でも自力で文章のやりとりができるので、たくさんの人が毎日利用しています。

キーボードから文字を入力することと、パソコンの基本的な操作は覚える必要がありますが、これらは根気よくやれば誰でもできるようになります。また、点字を知らなくてもパソコンは使えます。

（２）どんなパソコンを使うか

パソコンは普通の電器店で売っているウィンドウズパソコンです。

それに加えて専用ソフトとして、画面の表示を拡大するソフト（画面拡大ソフト）や画面の文字を読み上げるソフト（音声化ソフト）が必要です。

音声化ソフトを使う場合は、年賀状や暑中見舞の印刷、印刷物の読み上げ、電子メール、インターネットでニュースを読む、などについて視覚障害者専用のソフトがあります。

インターネットは、音声化ソフトがあれば利用できます。

なお、パソコンを買うと家計簿などのソフトがたくさん入っていますが、そのほとんどは音声化ができないので、目が不自由で音声化ソフトでパソコンを操作する人には使えません。

（３）パソコンをどうやって買うか

パソコンの本体は普通の電器店や代理店から買います。

目の不自由な人のために専用に作られたソフトは、一般の電器店では扱っていませんので、このようなソフトは専門のメーカーや代理店から買います。このような会社では、専用ソフトとパソコン本体とを組み合わせて売っていて、購入後の相談も受けてくれます。

代理店については「１６　日用品とパソコン関連品の購入」を参照してください。

（４）パソコンについての相談

パソコンは、本体と必要なソフトを合わせると高額な買い物になります（音声化ソフトだけで約４万円、他の機能を加えるとソフトだけで最大３０万円程度）。したがって、買う前に一度は実物に触れて自分で確かめること、経験者の意見を聞いてみることが大切です。

自分がパソコンで何をしたいかを考えて、それにはどんなパソコンとどんなソフトを買えばよいかを決めます。

このような購入の時の相談や購入してからの指導をするボランティア団体があります。「１５　視覚障害者を支援するボランティアの団体」を参照してください。

（５）パソコンのソフトを買う場合の給付制度

障害者がパソコンのソフトや周辺機器を買う場合には、障害者自立支援法による「日常生活用具の給付」の中の「情報・通信支援用具」「点字ディスプレイ・点字タイプライター」として給付の対象となります。

一度に複数のソフトなどを購入することができ、その合計金額の上限として基準額が適用されます。

この制度については「３－４　日常生活用具の給付」を参照してください。

（６）パソコン教室

視覚障害者のための無料のパソコン教室を紹介します。

どこも初めての人や始めたばかりの人を歓迎していますが、経験者も気軽に参加できます。相談にものってもらえます。講師はボランティアです。

□会場　：岡山県視覚障害者センター　岡山市西古松２６８－１
対象者：視覚障害者
主催　：岡山県視覚障害者協会
開催日：同センターで年３回、および、県北地域で年１回
問合せ：同センター
電話　086-244-1121

□会場　：岡山市立東公民館　岡山市高屋３４４－１１
電話　086-271-1911
対象者：視覚障害者のパソコン初心者および経験者
晴眼者のパソコンボランティア希望者
主催（世話人）：原　広三
開催日時：毎月１回、木曜日の１９時から２１時まで
（日どりはそのつど決めています）
内容　：音声化ソフトを使ったパソコンの操作法を視覚障害者と晴眼者が共に練習、ワードやエクセルにも挑戦
問合せ：原広三
電話　086-273-5349

□会場　：くらしき健康福祉プラザ　倉敷市笹沖１８０
対象者：視覚障害者、晴眼者のパソコンボランティア希望者
主催　：倉敷市ＩＴサポートボランティア協会
開催日：毎月１回
問合せ：倉敷ボランティア協会（くらしき健康福祉プラザ内）
電話　086-434-3350
URL　：http://www.volu.jp/itvolu/

□会場　：倉敷市児島障害者支援センター「はばたき」
倉敷市児島駅前４－８３－２
対象者：視覚障害者
主催　：同センター（講師：松浦）

開催日時：毎月第２日曜と第４水曜の１３時から１６時
問合せ：同センター
電話　086-472-3855

□会場　：津山総合福祉会館　津山市山北５２０
電話：0868-23-5130
対象者：視覚障害者のパソコン初心者および経験者
晴眼者のパソコンボランティア希望者
主催（世話人）：高取茂樹
開催日時：毎月第３日曜日の１３時から１６時まで
内容　：音声化ソフトを使ったパソコンの操作法を視覚障害者と晴眼者が共に練習
問合せ：高取茂樹
電話：0867-42-4660

１２　レクリエーション

（１）点字図書と録音図書の借り出し

□岡山県視覚障害者センター
所在地：〒700-0927　岡山市西古松２６８－１
電話　：086-244-1121
URL　：http://homepage3.nifty.com/ossfc/

□［社会福祉法人］日本点字図書館
所在地：〒169-8586　東京都新宿区高田馬場１－２３－４
電話　：03-3209-0241
URL　：http://www.nittento.or.jp/index.htm

□［社会福祉法人］日本盲人会連合 点字図書館
所在地：〒169-8664　東京都新宿区高田馬場１－１０－３３
電話　：03-3200-6160
URL　：http://www.normanet.ne.jp/~nichimo/

□「びぶりおネット」
運営：日本点字図書館と日本ライトハウス盲人情報文化センター
利用：登録会員は、デジタル化された録音図書（デイジー図書）をインターネットを通じてパソコンで読むことができる
URL：http://daisy.nittento.jp/

□金光図書館
所在地：〒719-0111　岡山県浅口郡金光町大谷３２０
電話　：0865-42-2054
利用　：点字図書の閲覧と貸し出し

（２）一般の公立図書館の利用

・大きい活字で印刷した図書や、テープやＣＤになった録音図書を備えて、普通の図書と同じ手続きで利用できる
・障害者については、借出し返却ともに無料で郵送してもらえる
・ボランティアによる対面朗読を受けられる図書館があり、図書館にある本、雑誌、また、持参した本や商品の説明書などを一対一で読んでもらえる
・対面朗読は予約制で、利用できる曜日や時間が決まっている
・問合せ先：各図書館

（３）スポーツ

□視覚障害者協会主催の催し
・卓球、フロアバレーボール、グランドソフトボール
・問合せ先：同協会　電話　086-271-0933

□岡山県障害者スポーツ協会主催の催し
窓口：岡山県障害者スポーツ協会事務局（県障害福祉課内）
電話：086-226-7343
URL：http://www.pref.okayama.jp/hoken/shofuku/topics/shou_spo1.htm

□岡山視覚障害者山の会「こまくさハイキングクラブ」
事務局：備前市香登西１０５－１　津島方
電話・FAX：0869-66-6789
E-Mail：tsushima@galaxy.ocn.ne.jp
URL　：http://ww31.tiki.ne.jp/~suemi/

□NPO法人 モンキーマジック（ホームページから引用）
視覚障害の方も一緒に参加し楽しむことのできるフリークライミングスクール
所在地：〒180-0002　東京都武蔵野市吉祥寺東町４－１１－６
電話　：0422-20-4720
E-Mail：info@monkeymagic.or.jp
URL　：http://www.monkeymagic.or.jp/index.html

□スポーツ施設
次の例のように、無料か安価に利用できる施設があります。
市町村の障害福祉担当に相談してください。
例・岡山市市営プール（無料）
岡山市ふれあい公社が運営する「ふれあいセンター」の体育館、トレーニング設備など
・倉敷市の「くらしき健康福祉プラザ」の体育館やトレーニング設備など

（４）旅行

□ジャパン・トラベルボランティア・ネットワーク（ＪＴＶＮ）
（ホームページから引用）
「トラベルボランティアにサポートされて旅する身体の不自由な方」と「トラベルボランティアとして活動する健常者」が登録してメンバーになる
所在地：〒206-0011　東京都多摩市関戸４－４－１－８０１
電話・FAX：042-372-8501
E-Mail：jtvn@womanstravel.net
URL　：http://www.womanstravel.net/jtvn.html

□クラブツーリズム（株）バリアフリー旅行センター
所在地：〒160-8308　東京都新宿区西新宿　新宿アイランドウィング１５Ｆ
電話　：03-5323-6915
（地方参加の場合は成田又は羽田までは別料金で手配する）

□ＪＴＢバリアフリープラザ
所在地：〒108-0014　東京都港区芝５－３４－２　春日ビル１階

電話　：03-3456-5411
URL　：http://www.jtb.co.jp/bfplaza/

□（株）ブルーエコーツアーズ
ヨーロッパ、中近東を中心に国外旅行を年１～２回企画
一般募集はせずにグループ（８人程度から）がまとまれば計画する。個人参加もできるが同伴者の割引はない
所在地：〒104-0033　東京都中央区新川２－９－３－５０３
電話　：03-3551-0877
URL　：http://www.blueecho.net

（５）その他のレクリエーション

□視覚障害者協会主催の催し
内容：文芸作品コンクール、カラオケ大会、将棋・オセロ大会、
点字啓発大会
問合せ先：同協会　電話：086-271-0933

□目の不自由な方の交流会　“どうしてますか交流会”・“あいフレンズ”
主催　：岡山県視覚障害を考える会
対象者：目の不自由な方とその家族
（会員制ではなくどなたでも参加できます）
会場　：ひまわり福祉会館　岡山市大供２－４－２５
活動　：毎月１回の定例会があり、花見などもあります
窓口　：電話　086-229-2225

□エイブル・アート・ジャパン（旧称　日本障害者芸術文化協会）
（ホームページから引用）
「障害のある人たちが表現活動を通じて、生きる尊厳を獲得すると同時に、障害のある人たちのみずみずしい感性あふれる表現活動を通じて、社会に新しい芸術観や価値観を創ることを目的に活動を展開しています。」
所在地：〒164-0003　東京都中野区東中野４－４－１　ポレポレ坐ビル３Ｆ
電話　：03-3364-2140　　FAX 03-3364-5602
URL　：http://www.ableart.org/
E-Mail：office@ableart.org

（６）公共施設などの割引
手帳を提示すると、入場料や利用料が割引または無料となる施設があります。
また、介護者についても割引となる場合もありますので、各施設で確認してください。
・県下の代表的な施設は次の通りです。
岡山城、県立博物館、県立美術館、後楽園、オリエント美術館、
半田山植物園、県立吉備路郷土館、チボリ公園、ドイツの森など
・映画館は障害者本人は小人料金で利用できます。

１３　視覚障害者のための県内の施設

（１）岡山県視覚障害者センター
運営　：岡山県視覚障害者協会（県が運営を委託）
所在地：〒700-0927　岡山市西古松２６８－１
電話　：086-244-1121
URL　：http://homepage3.nifty.com/ossfc/
対象者：視覚障害者手帳取得者で同センターに登録した人
利用案内：
・点字図書、録音資料の貸し出しと閲覧
・点字資料、録音資料の製作
・視覚障害者からの相談への対応（特に中途失明者）
　→必要に応じて点字、歩行、パソコンなどの訓練実施
・用具や情報機器の展示
・関連資料の展示
・各種ボランティアの養成および研修
・会場（会議室）の提供

（２）各地の障害者生活支援センター
地域によって運営に特徴がありますが、視覚障害者が利用できるセンター紹介します。
各種の相談、情報提供、交流の場の提供、催しへの参加などの利用ができます。

□岡山市障害者生活支援センター
運営　：［社会福祉法人］旭川荘
所在地：〒703-8555　岡山市祇園地先　竜ノ口寮内
電話　：086-275-5977

□倉敷市児島障害者支援センター「はばたき」
運営　：［社会福祉法人］倉敷市総合福祉事業団
所在地：〒711-0921　倉敷市児島駅前４－８３－２
電話　：086-472-3855

□倉敷市玉島障害者支援センター「はばたき」
運営　：［社会福祉法人］倉敷市総合福祉事業団
所在地：〒713-8121 倉敷市玉島阿賀崎２－１－１０
電話　：086-525-7867

□東備地域生活支援センター「パレット」
運営　：［ＮＰＯ法人］東備地域生活支援センター
所在地：〒705-0021　備前市西片上１９３－１
電話　：0869-63-7200

（３）入所施設

□［養護盲老人ホーム］鶴海荘

対象者：６５歳以上の視覚障害１級または２級程度で、自立できる人、
ただし、 所得制限がある

設置・運営：［社会福祉法人］岡山県視覚障害者協会

所在地：〒705-0025　備前市鶴海２４０１

電話　：0869-65-8975

問合せ窓口：市町村の障害福祉担当

注：同荘には［特別養護老人ホーム］第二鶴海荘を併設

□岡星寮

対象者：知的障害を伴う視覚障害者
（重複障害者入所施設：詳細は直接お問い合わせください）

設置・運営：［社会福祉法人］岡山県視覚障害者協会

所在地：〒703-8235　岡山市原尾島４－１７－３７

電話　：086-272-1072

１４　視覚障害者の団体

視覚に障害をもつ人が中心となって組織されている団体を紹介します。
「岡山県視覚障害者協会」以外は、障害者本人だけでなく、その家族や支援者などの関係者も参加しています。

□［社会福祉法人］岡山県視覚障害者協会
（視覚障害の手帳取得者本人が支部に入会できる）
所在地：〒703-8235　岡山市原尾島４－１７－３７　岡星寮内
電話　：086-271-0933
注：支部の所在地
井原市、岡山市、笠岡市、倉敷市、総社市、高梁市、玉野市、津山市、
新見市、備前市、真庭市、邑久地区、勝英地区
◇同協会が所属している団体
［社会福祉法人］日本盲人会連合（日盲連）
所在地：〒169-8664　東京都新宿区高田馬場１－１０－３３
日本盲人福祉センター内
電話　：03-3200-0011

□岡山視覚障害者友の会
所在地：〒703-8244　岡山県岡山市藤原西町１－５－３７－２１４　志水方
電話　：086-271-0543
E-mail：k-simizu@po1.oninet.ne.jp
◇同友の会が所属している団体
全日本視覚障害者協議会（全視協）　（ホームページから引用）
所在地：〒169-0072 東京都新宿区大久保１－１－２
富士一ビル４階〔NPO〕日本障害者センター内
電話　：03-3207-5871
URL　：http://www.normanet.ne.jp/~zensi/

□日本網膜色素変性症協会（ＪＲＰＳ）岡山県支部
所在地：〒708-0814　津山市東一宮５２－９　奥村方
E-mail：okayama@jrps.org
URL　：http://jrps.org/okayama/local/
◇同支部が所属している団体
日本網膜色素変性症協会（ＪＲＰＳ）（ホームページから引用）
所在地：〒140-0013　東京都品川区南大井２－７－９
アミューズＫビル４階
電話　：03-5753-5156　FAX：03-5753-5176
E-mail：info@jrps.org
URL　：http://www.jrps.org/

□岡山盲ろう者友の会
所在地：〒708-0821　津山市野介代６０５－２－１０２　村上方
電話・FAX：0868-24-5032

□中途視覚障害者の復職を考える会（略称：タートルの会）（ホームページから引用）
［社会福祉法人］日本盲人職能開発センター「東京ワークショップ」内 篠島永一
所在地：〒160-0003　東京都新宿区本塩町１０－３
電話　：03-3351-3208
URL　：http://www.turtle.gr.jp/

□弱視者問題研究会（弱問研）（ホームページから引用）
E-mail：jakumonken@nifty.com
URL　：http://homepage3.nifty.com/jakumonken/

□緑内障フレンド・ネットワーク（略称：GFN）（ホームページから引用）
所在地：〒103-0027　東京都中央区日本橋１－２－１６　Blue Mark 83 501号
電話　：03-3272-6971
URL　：http://www.gfnet.gr.jp/
E-mail　：info@gfnet.gr.jp

□色変・ひまわりの会（網膜色素変性症の患者と家族の会）
所在地：〒270-0222　千葉県野田市木間ヶ瀬４１７４－４　広崎方
電話　：04-7198-6943

１５　視覚障害者を支援するボランティアの団体

県下で活動する視覚障害者を支援するボランティアの団体で、個人的な希望に応じてもらえる団体を紹介します。
各団体の紹介内容は直接お尋ねしました。順番は五十音順です。
なお、記載した団体は当会が知り得た範囲に限られていることをご了承ください。記載されていない団体で記載を希望される場合は、当会事務局までお知らせくださるようお願いいたします。

（１）外出支援

自立支援法による移動支援（ガイドヘルパー）が利用できない外出や旅行の時に、外出支援ボランティア団体に頼むことができます。
なお、歩行ガイドなので、身の回りの世話はできません。

□ガイドヘルパー「手のひら」
所在地：倉敷市
窓口　：086-434-3350（倉敷ボランティアセンター）
：090-8246-8964
：jboskurasiki@do7.enjoy.ne.jp
利用　：倉敷市と周辺
◇同会が参加している団体
・全国視覚障害者外出支援連絡会（略称ＪＢＯＳ：ジェイボス）
所在地：東京
利用　：全国
・視覚障害者外出介助ボランティア（ＳＧＶネットワークグループ）
利用　：全国

□福祉ボランティア　ひまわり
所在地：岡山市
窓口　：086-284-0556（斉藤方）
利用　：岡山市内

（２）点訳

□津山点字グループ「キタタキの会」
所在地：津山市
窓口　：0868-23-5130（津山市社会福祉協議会）
利用　：津山市と近くの町村

□津山点字ボランティアサークル
所在地：津山市
窓口　：0868-23-5130（津山市社会福祉協議会）
利用　：津山市周辺

□点訳ボランティア　つむぎの会

所在地：岡山市
窓口　：086-251-6500（北ふれあいセンター）
利用　：北ふれあいセンターで作業できるもの

□ともしび点訳グループ
所在地：倉敷市
窓口　：086-434-3350（倉敷ボランティアセンター）
利用　：倉敷市内

□みまさか点字サークル
所在地：美作市
窓口　：電話 0868-72-0720（貞盛方：午前９時～午後７時の間）
利用　：美作市

（３）朗読・音訳（テープ作成）
□倉敷音訳の会
所在地：倉敷市
窓口　：086-434-3350（倉敷ボランティアセンター）
利用　：市内・県内どこからでも受付

□瀬戸町朗読奉仕「積み木の会」
所在地：赤磐郡瀬戸町
窓口　：0869-52-2457　090-7120-6691（磯部方）
利用　：瀬戸町周辺（他地域でもテープに録音して郵送できる）

□朗読の会　こだま
所在地：倉敷市
窓口　：086-472-4167（中田方）
利用　：倉敷市児島図書館内

□朗読奉仕　ふきの会
所在地：岡山市
窓口　：086-244-1121（岡山県視覚障害者センター）
利用　：同センターまたは条件が合えば希望場所

□朗読ボランティア　ふらここ
所在地：岡山市
窓口　：086-271-2104（藤井方）
　　：fujii425@ms1.megaegg.ne.jp
利用　：岡山市周辺
その他：プライベートテープ作りを受ける
　　：「ふらここマガジン」（テープ）を希望者に配布

（４）パソコン利用支援

視覚障害者が、パソコンを買ったり練習したり、ソフトやハードをインストールしたりすることを支援するボランティアをパソコンボランティア（パソボラ）と呼びます。

県内のパソコンボランティアの団体を紹介します。

□岡山県視覚障害を考える会（パソコン支援担当）

窓口：電話　086-423-1216（松浦方）

□倉敷市ＩＴサポートボランティア協会

窓口：倉敷ボランティア協会（くらしき健康福祉プラザ内）

電話　086-434-3350

URL：http://www.volu.jp/itvolu/

□障害者ＩＴサポートセンターおかやま

障害者向けのパソコンボランティア派遣の窓口

（県の委託により吉備高原保健福祉のむら事業団が運営）

窓口：電話　0866-56-8484

URL：http://www.kibicity.ne.jp/~it-support/

□ゆうあいネット pcvol：略称「pcvol（ぷくぼる）」

窓口：電話：086-273-5349（午後７時から９時まで）

E-Mail：info@pcvol.net

URL：http://www.pcvol.net/

（５）その他

□岡山視覚障害者山の会「こまくさハイキングクラブ」

窓口（事務局）：〒705-0011　備前市香登西１０５－１　津島方

電話・FAX：0869-66-6789

E-Mail：tsushima@galaxy.ocn.ne.jp

URL：http://ww31.tiki.ne.jp/~suemi/

（６）社会福祉協議会（各市町村：略称は社協）

「社協」はボランティア団体ではありませんが、市町村（または地区）ごとに組織されている社会福祉法人です。

それぞれが、障害者・高齢者を対象とした、家事援助や介助、給食サービス、電話訪問サービス（ボランティア）など独自の日常的なサービスを行っています。

詳しいことはお近くの社協へお尋ねください。

１６　日用品とパソコン関連品の購入

目の不自由な人が扱いやすい文房具や台所用品などの日用品や、パソコンと専用ソフトなどのパソコン関連品を扱う代表的な会社を紹介します。
内容は、各社のホームページからの抜粋です。
注：障害者が購入するパソコンのソフトや周辺機器は「日常生活用具」になっています。
「３－４　日常生活用具の給付」と「１１　パソコンの利用」を参照してください。

（１）日用品（パソコン関連品も含む）の購入

□株式会社　アイフレンズ
・点字プリンタ、拡大読書器、点字電子手帳、点字ディスプレイ、
視覚障害者用ソフトウェア、視覚障害者用便利グッズ、家電製品雑貨の販売
・〒554-0012　大阪市此花区西九条５－４－４
電話：06-6462-1594　FAX：06-6460-1919
URL：http://www.eyefriends.co.jp/

□ジオム社
・盲人安全杖、点字器＆点字タイプライター、筆記用具、各種時計＆タイマー、
日常生活用具、ロービジョン用製品、各種ゲームの販売
・申込み：sales@gandom-aids.co.jp
・問合せ：request@gandom-aids.co.jp
FAX　：06-6468-3949
URL　：http://www.gandom-aids.co.jp/

□株式会社　大活字
・大活字本、視覚障害者関連本、高齢者関連本、視覚障害者や高齢者のバリアを
解消する生活用品の販売
・〒101-0051　東京都千代田区神田神保町１－３　冨山房ビル６階
電話　：03-5282-4361　FAX：03-5282-4362
：03-3259-2200（大活字カフェ）
E-mail：cafe@daikatsuji.co.jp
URL　：http://www.daikatsuji.co.jp/

□株式会社　テクノメイト
・身体障害者日常生活用具、時計、福祉健康関連品、点字関連機器、
オーディオ、家電、パソコン、周辺機器、ソフトウエアの販売
・〒592-0005　大阪府高石市千代田３丁目４－１１
電話：072-262-0845　FAX：072-262-0898
URL：http://www.technomate.jp/

□［社会福祉法人］日本盲人会連合　日本盲人福祉センター用具購買所
・点字図書、便利グッズ、バリアフリー商品の販売
・〒169-8664　東京都新宿区高田馬場１－１０－３３
電話：03-3200-6422　FAX：03-3200-6428

□［社会福祉法人］日本点字図書館
・点字筆記具類、音響機器類、時計、計測器類、白杖類、家庭用具類、ゲーム類などの販売
・〒169-8586　東京都新宿区高田馬場１－２３－４　用具事業課
電話　：03-3209-0751　FAX：03-3200-4133
E-mail：yougu@nittento.or.jp
URL　：http://www.nittento.or.jp/

（２）専用ソフトなどのパソコン関連品とパソコンの購入

□株式会社　アメディア
・視覚障害者用の専用パソコンソフト開発、販売
視覚障害者用のパソコン学習用のカセットテープ販売
・〒169-0051　東京都新宿区西早稲田２－１５－１０　西早稲田関口ビル３Ｆ
電話：03-5286-7511　FAX：03-5286-2567
テレホンサービス：03-3202-4730
E-mail：webmaster@amedia.co.jp
URL　：http://www.amedia.co.jp/

□ケージーエス株式会社（KGS）
・パソコン用点字入出力機器の販売
・〒355-0321　埼玉県比企郡小川町小川１００４
電話　：0493-72-7311　FAX：0493-72-7337
E-mail：info@kgs-jpn.co.jp
URL　：http://www.kgs-jpn.co.jp

□株式会社　高知システム開発
・視覚障害者用の専用パソコンソフトの開発、販売
自社開発パソコンソフトを組み込んだパソコン販売
・〒780-0048　高知市吉田町２－２３
電話：088-873-6500　FAX：088-873-6599
URL：http://www.aok-net.com/

□株式会社　ラビット
・視覚障害者用の専用パソコンソフト、パソコン練習用テープ、ＣＤ教材、点字表示器、拡大読書器の販売、パソコン教室開催
・〒169-0075　東京都新宿区高田馬場１－２１－１３　砂原ビル３階
電話　：03-5292-5644　FAX：03-5292-5645
E-mail：eigyo@rabbit-tokyo.co.jp
URL　：http://www.rabbit-tokyo.co.jp/

１７　情報の入手

（１）ラジオ・テレビ

□ＮＨＫラジオ「視覚障害者の皆さんへ」
ラジオ第２放送：日曜日　　午後７時３０分から３０分間
再放送：翌日曜日　午前７時３０分から
□ＮＨＫテレビ「福祉ネットワーク」
教育テレビ：月曜から木曜　午後８時から２９分間
再放送：翌週　　午後１時２０分から

□ＪＢＳ日本福祉放送（ホームページから）
（日本で唯一の視覚障害者向け専用ラジオ放送で 24 時間 365 日体制で運用）
運営　　：［社会福祉法人］視覚障害者文化振興協会
利用方法：ケーブル・ラジオ・システム(ユーセン社と共同運営)
：シーエス(衛星放送)
：各地域のケーブル・テレビなど。
初期費用　：３万円（機器代、工事代）
毎月利用料：３千円（障害者特別料金；手帳所有者）
６千円（一般）
（ＪＢＳクラブ会員向けにインターネット・ラジオを実験放送中・無料）
電話：06-4801-7400（毎日、９時から２１時まで）FAX：06-4801-7401
URL：http://www.jbs.or.jp/
E-mail：studio@jbs.or.jp

（２）インターネット（ホームページから）

□アイリンク
URL：http://www.eyelink.jp/index.php
運営：個人
・視覚障害者による視覚障害者のための情報検索サイト
・電話または携帯電話で 0570-003303 にかけて「あいりんく」というか「1300」をプッシュすれば利用でき、情報料は無料で通話料は必要
・情報メールマガジン「週刊アイリンク」を毎週火曜日に発行

□こころウェブ
URL：http://www.kokoroweb.org/
http://www.kokoroweb.org/main.html　（こころリソースブック）
運営：特定非営利活動法人　e-AT 利用促進協会
・障害を持つ方のパソコン利用やコミュニケーションを支援するためのサイト

□視覚障害者生活支援情報データベース
URL：http://www.iccb.jp/（盲人情報文化センター）からリンク
運営：日本ライトハウス盲人情報文化センター

□視覚障害リソース・ネットワーク
URL：http://www.twcu.ac.jp/~k-oda/VIRN/
運営：視覚障害リハビリテーション協会（ＶＩＲＮ）

□**JANNET**
URL：http://www.normanet.ne.jp/~jannet/
運営：ＪＡＮＮＥＴ（障害分野ＮＧＯ連絡会）事務局
・障害分野の国際活動を行なっている、または関心のある日本の NGO のネットワーク

□ないーぶネット
URL：https://www.naiiv.gr.jp/
運営：全国視覚障害者情報提供施設協会（略称：全視情協）
・視覚障害者に情報を提供するうえで必要な点字データ及び点字・録音図書の目録をオンラインで利用できる
・点字データおよそ７万タイトル、点字・録音図書目録およそ３６万タイトルを保有する日本最大のネット
・ホームページは視覚障害者も音声によって使うことができる

□日本ライトハウス
URL：http://www.lighthouse.or.jp/
・日本ライトハウス盲人情報センター
URL：http://www.iccb.jp/

□ノーマネット
URL： http://www.normanet.ne.jp/
運営：〔財団法人〕日本障害者リハビリテーション協会情報センター

□福祉と障害者支援情報の総目次』～通常版～
URL：http://rel.chubu-gu.ac.jp/soumokuji/h-index.html
運営：中部学院大　井村氏

□毎日新聞「ユニバーサロン」
URL：http://www.mainichi.co.jp/universalon/
・毎日新聞社が障害者や高齢者のインターネットアクセスを支援するために、パソコンボランティアネットワークの推進や IT（情報技術）の福祉分野への活用に焦点を当てたホームページ
・音声だけでウェブを利用している人たちのために配慮している

□楽々おでかけ便利帳
URL：http://gaido.pref.okayama.jp/
運営：岡山県保健福祉部　障害福祉課
・岡山県内の様々な施設のバリアフリー整備状況など、障害を持った方々が外出する際に役立つ情報を提供している

参考：県障害福祉課のホームページ
URL：http://www.pref.okayama.jp/hoken/shofuku/shofuku.htm
各市町村のホームページは次のページ（県の市町村リンク）から探せる
URL：http://www.pref.okayama.jp/linkmap/linkmap.html

（３）新聞

□点字毎日

・毎日新聞社が 1922（大正１１）年 に創刊した日本唯一の点字新聞で、点字版と活字版を週刊で発刊

発行　　１回／週

購読料（市町村によっては助成制度がある）

点字版：１年　20,000 円　　半年　10,000 円

活字版：１年　12,500 円　　半年　　6,250 円

購読申し込み：電話　06-6346-8388

１８　相談のできるところ

障害があることがわかって何か手掛かりが欲しいとき、子どもさんの就学が近づいて進路に迷うとき、日常のちょっとしたことを誰かに聞きたいとき、など「こんなことはどこに聞けばいいのだろう」と言うようなときに、必ずしも「ここなら」という相手がすぐにわかるとは限りません。

このようなときに、まずそこで相談をしてみれば何かの手掛かりが得られるような場所を「付表４　相談の窓口」に紹介します。この表は次の５種類に分かれています。

１　一般的な相談
２　就労関係
３　教育関係
４　保健関係
５　その他

それぞれの窓口は、直接に関係していない事柄についても適切な相談先の情報を持っていますので、まずは聞いてみること、をお勧めします。

＜完＞

付表１　障害福祉サービスの定率負担の月額負担上限額

障害福祉サービスの定率負担は、所得に応じて次の４区分の月額負担上限額が設定されていて、ひと月に利用したサービス量にかかわらずそれ以上の負担はありません。

区分	世帯の収入状況	月額負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯	0 円
低所得１	市町村民税非課税世帯で、 本人の収入が年間80万円以下	15,000 円
低所得２	その他の市町村民税非課税世帯	24,600 円
一　般	市町村民税課税世帯	37,200 円

注 ： 所得を判断する際の世帯の範囲は、住民基本台帳での世帯が原則です。
ただし、住民票で同じ世帯となっている家族がいても、税制と医療保険でその家族の被扶養者でなければ、障害のある人とその配偶者のみの所得として別世帯の扱いとすることができます。

付表２　補装具の購入費と修理費

付表２－１　補装具の購入費（その１）

種目	名称	基本構造	付属品	価格（円）	耐用年数（年）	備考
盲人安全つえ	普通用	主体－グラスファイバー 石突－耐摩耗性合成樹脂 　　または高力アルミニウム合金 外装－白色または黄色の塗装もしくは加工 形状－直式	夜光装置 ベル ゴムグリップ	3,550	2	1　夜光装置 （1）夜光材付とした場合は410円増しとすること （2）全面夜光材付とした場合は1,200円増しとすること （3）フラッシュライト付とした場合は1,650円増しとすること 2　ベル付とした場合は1,650円増しとすること 3　主体木材でポリカーボネート樹脂被覆付とした場合は1,450円増しとすること 4　ゴムグリップ付とした場合は660円増しとすること
		主体－木材 その他は上と同じ	上と同じ	1,650		
		主体－軽金属 その他は上と同じ。	上と同じ	2,200	5	
	携帯用	主体－グラスファイバー 石突および外装－普通用と同じ。 形状－折たたみ式もしくはスライド式。	上と同じ	4,400	2	
		主体－木材 その他は上と同じ	上と同じ	3,700		
		主体－軽金属 その他は上と同じ	上と同じ	3,550	4	
義眼	普通義眼	主材料－プラスチックまたはガラス 既製品		17,000	2	
	特殊義眼	主材料－上と同じ 特殊加工を施したもの		60,000		
	コンタクト義眼	主材料－プラスチック		60,000		

付表２－１　補装具の購入費（その２）

種目	名称	基本構造		価格（円）	耐用年数(年)	備考
眼鏡	矯正眼鏡	レンズ－プラスチック又はガラス 枠－セルロイド製を原則とする	6D未満 6D以上10D未満 10D以上20D未満 20D以上	17,600 20,200 24,000 24,000	4	・価格はレンズ2枚1組のものとし、枠を含むものであること ・乱視を含む場合は片眼又は両眼にかかわらず、4,200円増しとすること
	遮光眼鏡	主材料は上と同じ	前掛式 6 D未満 6 D以上10 D未満 10 D以上20 D未満 20 D以上	21,500 30,000 30,000 30,000 30000		
	コンタクトレンズ	主材料プラスチック		15,400		・価格はレンズ1枚のものであること
	弱視眼鏡	掛けめがね式		36,700		・高倍率（3倍率以上）の主鏡を必要とする場合は、21,800円増しとする
		焦点調整式		17,900		

付表２－２　補装具の修理費

種目	修理部位	価格（円）		備考
盲人安全つえ	マグネット付き石突交換	500		
眼鏡	枠交換 矯正用レンズ（6D未満）交換 矯正用レンズ（6D以上10D未満）交換 矯正用レンズ（10D以上）交換 遮光矯正用レンズ交換	8,000 5,100 6,450 8,400 11,100		・枠はセルロイド製を原則とすること

付表３　　特定疾患医療費の自己負担額

注 ：「対象者別の一部自己負担の月額限度額」が自己負担の上限額になります。

階層区分		対象者別の一部自己負担の月額限度額		
		入院	外来等	生計中心者が患者本人の場合
A	生計中心者の市町村民税が非課税の場合	0 円	0 円	0 円
B	生計中心者の前年の所得税が非課税の場合	4,500	2,250	対象患者が生計中心者であるときは、左欄により算出した額の1 / 2 に該当する額をもって自己負担限度額とする
C	生計中心者の前年の所得税課税年額が 10,000 円以下	6,900	3,450	
D	10,001 円以上　30,000 円以下	8,500	4,250	
E	30,001 円以上　80,000 円以下	11,000	5,500	
F	80,001 円以上 140,000 円以下	18,700	9,350	
G	140,001 円以上	23,100	11,550	

付表４　相談の窓口

付表４－１　一般的な相談

機関の名称	郵便番号	所在地	電話番号	支援内容	対象者
岡山大学附属病院眼科 ロービジョンクリニック	700-8558	岡山市鹿田町２－５－１	眼科外来直通 086-235-7952 病院代表 086-223-7151 内線 7952/7953	見ることの不自由な人についての相談に広く応じている ・拡大鏡・拡大読書器・遮光眼鏡などの処方 ・障害者手帳・障害年金など福祉制度の説明と必要書類の作成 ・ボランティア（団体）がしてくれることを紹介 ・簡単な日常生活上の指導をし、生活訓練施設を案内 ・就学・進学や職業に関する相談 ・患者さんたちの団体や目の不自由な人たちの交流会などを紹介	視覚障害のある人や家族など
岡山県視覚障害者センター	700-0927	岡山市西古松２６８-１	086-244-1121	見ることの不自由な人についての相談に広く応じている	身体障害者手帳（視覚障害）取得者で、同センターに利用登録している方
岡山盲学校 視覚障害教育相談支援センター	703-8235	岡山市原尾島４-１６-５３	086-272-3165 E-MAIL: okamo_shien @infoseek.jp	見ることの不自由な人についての相談に広く応じている ・０歳から就学前の子どもの見え方や発達、保育、就学などについて ・学齢児の学習や学校生活全般、視覚補助具などについて ・福祉的サービスや、視覚補助具、関係機関などの紹介 ・生活訓練や職業訓練の受けられる施設の紹介、盲学校への入学などについて	視覚障害のある人や家族など、 学校や園で教育や保育に当たる方、 その他、視覚障害児・者の支援に当たる方など

付表４－２　就労関係

	機関の名称	郵便番号	所在地	電話番号	支援内容	対象者
	岡山障害者職業センター	700-0952	岡山市平田４０７	086-243-6955	ハローワークと連携し、 職業相談、職業評価、ＯＡ講習、 ジョブコーチ人的支援事業など	就職を希望している障害者
	倉敷障害者就業 ・生活支援センター	710-0834	倉敷市笹沖１８０	086-434-9886	障害者職業センターやハローワークと連携し、 障害者の雇用相談、雇用に向けての福祉施設での就労訓練・自立生活訓練の実施、職場実習の斡旋や職場定着の為の支援など	就職するための作業指導・生活指導が必要だったり、職場定着のための支援が必要な障害者
	旭川荘 岡山障害者就業 ・生活支援センター	703-8555	岡山市祇園地先	086-275-5697		
公共職業安定所	岡山ハローワーク （公共職業安定所）専門援助部門	700-0971	岡山市野田１－１－２０	086-241-3704	職業相談、就職の斡旋 職場適応訓練制度にもとづいた支援	働くことを希望している障害者
	倉敷ハローワーク専門相談部門	710-0834	倉敷市笹沖１３７８－１	086-424-3333		
	津山ハローワーク 職業相談第一部門	708-8609	津山市山下９－６	0868-22-8341		
	上記以外のハローワークにも障害者担当者はおり、同様の相談を行っている					

付表４－３　教育関係

	機関の名称	郵便番号	所在地	電話番号	支援内容	対象者
児童相談所	中央児童相談所	700-0807	岡山市南方２－１３－１ きらめきプラザ内	086-235-4577	子どもの発達チェック、遊戯療法などの継続的な指導、必要に応じて専門の治療機関の紹介など 療育手帳の相談にも応じている	１８歳未満の子どもについて
	倉敷児童相談所	700-0952	倉敷市美和１－１４－３１	086-421-0991		
	津山児童相談所	708-0004	津山市山北２８８－１	0868-23-5131		
	倉敷児童相談所 高梁分室	716-8585	高梁市落合町近似２８６－１	0866-22-4111		
	倉敷児童相談所 高梁分室 阿新相談室	718-0011	新見市新見２０５６－１	0867-72-1177		
教育相談	岡山県教育センター 特別支援教育研究室	703-8278	岡山市古京町２－２－１４	086-270-2335	発達や学習、学校生活全般、就学や進路などについての相談に応じている	岡山県内の幼児、小・中・高校生、保護者、教職員
	岡山市教育相談室	700-0863	岡山市新道１番地	086-224-4133		岡山市
	倉敷教育センター	712-8046	倉敷市福田町古新田９４０ ライフパーク倉敷内	086-454-0400		倉敷市

付表４－４　保健関係

	機関の名称	郵便番号	所在地	電話番号	相談内容	対象地域
県保健所	岡山保健所	703-8278	岡山市古京町１－１－１７	086-272-3950	乳幼児の発育や発達に関する相談やアドバイスを行っている 難病について、医療や福祉に関する相談を行っている	玉野市、瀬戸内市、建部町、吉備中央町
	東備保健所	705-0022	備前市東片上２１３－１	0869-64-2255		備前市、赤磐市、和気町、瀬戸町
	倉敷保健所	710-8530	倉敷市羽島１０８３	086-434-7020		総社市、早島町
	井笠保健所	714-8502	笠岡市六番町２－５	0865-63-5252		笠岡市、井原市、浅口市、里庄町、矢掛町
	高梁保健所	716-8585	高梁市落合町近似２８６－１	0866-22-4111		高梁市
	新見保健所	718-8560	新見市新見２０５６－１	0867-72-1177		新見市
	真庭保健所	717-0013	真庭市勝山６２０－５	0867-44-3111		真庭市、新庄村
	津山保健所	708-0051	津山市椿高下１１４	0868-23-2311		津山市、鏡野町、美咲町、久米南町
	勝英保健所	707-8585	美作市入田２９１－２	0868-72-0911		美作市、勝央町、奈義町、西粟倉村
	岡山市保健所	700-8546	岡山市鹿田町１－１－１	086-803-1200		岡山市
	倉敷市保健所	710-0834	倉敷市笹沖１７０	086-434-9800		倉敷市

付表４－５　その他

機関の名称	郵便番号	所在地・相談場所	電話番号	相談内容
岡山県身体障害者更生相談所	700-0807	岡山市南方２－１３-１ きらめきプラザ内	086-235-4577	自立支援医療支給の判定、補装具の処方と適合判定、日常生活や職業についての相談などを行っている
身体障害者相談員	市町村から委託された障害当事者の相談員がいる 相談員の住所、氏名、連絡先などは、市町村の障害福祉担当課や社会福祉事務所などに問い合わせる			本人または保護者などからの相談に応じるほか、市町村への要望の受け付けや関係先の紹介をする
岡山県身体障害者福祉連合会内 相談窓口	700-0807	岡山市南方２－１３-１ きらめきプラザ内	086-223-0020	生活上の悩みや心配ごと、人権問題などの相談を行っている 必要に応じて、弁護士や行政関係者による専用相談も無料で実施
障害者センター	703-8293	岡山市小橋町１-１-３０	086-272-7881	障害者に関するいろいろな相談を行っている 視覚障害者についての相談部門は、火曜日に開設（H18年度現在）
高齢者・障害者何でも相談会 （定期開催） 主催：高齢者・障害者権利擁護ネットワーク懇談会		相談実施場所： 岡山市南方２－１３-１ きらめきプラザ　２階	070-5042-9253	生活の中で、法律や福祉について困ったことがあれば、弁護士・司法書士・社会福祉士・税理士・社会保険労務士・医療ソーシャルワーカーなどが、無料で相談に応じている 毎月第１土曜日　１３時～１６時

執筆者紹介（五十音順；* は編集委員）

石橋　京子　　岡山大学医学部・歯学部附属病院　医療ソーシャルワーカー
奥村　俊通*　日本網膜色素変性症協会岡山県支部　支部長
小石原紀子*　岡山県立岡山養護学校　教諭（前任校　岡山県立岡山盲学校）
後藤　陽介　　鳥取県立鳥取盲学校　寄宿舎指導員（前任校　岡山県立岡山盲学校）
長尾　長彦　　くらしき健康福祉プラザ視能訓練室　視能訓練士
沼本　千誉　　岡山大学医学部・歯学部附属病院眼科　看護師
間島　正泰　　岡山県福祉相談センター障害者相談課　身体障害者福祉司
松浦　　勝*
守本　典子*　岡山大学医学部・歯学部附属病院眼科　医師

－視覚に障害がある方の－　くらしの情報集　第２版

平成１７（２００５）年　８月　初　版発行
平成１８（２００６）年１１月　第２版発行

編集　奥村俊通　　小石原紀子
　　松浦　勝　　守本　典子

発行　岡山県視覚障害を考える会
＜会事務局＞
〒708-0814 津山市東一宮 ５２－９　奥村方
電話／FAX　0868-27-2258
URL：http://www5d.biglobe.ne.jp/~oysk/

印刷・製本　［株］あさひ印刷株式会社

「岡山県視覚障害を考える会」紹介

１　会の概要

［発足］　平成９年１１月に「岡山県中途視覚障害を考える会」として設立、１２年５月に改称

［趣旨］　目の不自由な方のハビリテーション（健全な成長発達を図る）とリハビリテーション（元の生活により近い状態に戻す）を支援する態勢を作ることを目的とする。主に会員に対する指導技術等の研修会（年４回程度）、視覚障害に関する調査・研究（成果は会報にて発表）、活動の報告や情報提供のための会報発行（年４報程度）、視覚障害者とそれを支援する人を広く対象とする講演会と講習会（各々年１回）を主な事業とし、その他にも日常的な活動（当事者とその家族の交流会、パソコン普及・援助活動など）を行っている。また、関連する情報集の作成も行っている。

［会員の職種等］　医師 看護師 視能訓練士 盲学校などの教員 盲学校寄宿舎指導員 歩行訓練士 ソーシャルワーカー 会社員 学生 ボランティア など

［会費］　年会費３,０００円（年度毎）

［事務局］　〒７０８－０８１４ 津山市東一宮 ５２－９　奥村 方
電話／FAX ０８６８－２７－２２５８

［会ＵＲＬ］　http://www5d.biglobe.ne.jp/~oysk/

［入会方法］　別紙申込用紙に所定事項を記入して事務局に送っていただき、入会承認通知に同封される用紙で年会費３,０００円を郵便局から払い込んでいただきます。

２　現在までの主な事業

［研修会］　：会員向け；一部のテーマは会員以外へも有料で公開

- 職種別研修会（盲学校教職員、医療関係者など）（４回）
- 基礎的介助研修会：歩行５回・食事１回・日常生活１回・調理１回・看護１回
- 視覚障害者に対する心理的ケア（９回）
- 視覚および盲重複障害児に関する研修会（５回）
- 視覚障害用補助具に関する研修会（４回）
- 視覚障害者用パソコン入門（支援の方法など）
- 「視覚障害者と接するには　－ボランティアとしての心構えと知識－」
- 「感覚代行－人工網膜－の最近の動向」
- 「日本における視覚障害者の就労状況」
- 「見えない子の子育て・見えない親の子育て」
- 「大阪医科大学におけるロービジョンケア」
- 「色の見える仕組みと色覚バリアフリー」

［特別講演会］　：会員以外にも無料で公開

- 「視覚障害・地域リハビリテーションの手法と今後」
- 「視覚障害リハビリテーションとは」
- 「中途視覚障害者の生活訓練および職業訓練」
- 「社会と視覚障害者」
- 「視覚障害児の教育」
- 「世界のロービジョンケア」
- 「視覚障害者のバリアフリー」
- 「福祉分野におけるＩＴの功罪」
- 「地域における視覚障害者の支援活動－三重県での取り組み－」
- 「地域に即した視覚障害児・者支援のためのネットワークづくり活動を通して見えてきたこと」

［講習会］　：主に当事者向け；無料

- 視覚障害用機器展示会(リハ協合同)、日常生活用品展示、盲学校陶芸作品展示、リハ相談会
- パソコン講演会、体験会「視覚障害者のコミュニケーション」
- 白杖・パソコン講習会および視覚補助具・日常生活用品展示会
- 視覚障害者の移動介助
- 支援費制度の利用
- 視覚障害のある子の育児と支援
- 視覚障害者のための社会保障制度

［ミニ講座］　：主に会員向け（研修会終了後に３０分程度）

［調査研究］　：必要と思われる項目を調査研究し、会報にて報告

［会報発行］

- 年間４回程度発行；会員は無料・会員外は有料
- 冊子版・電子メール版・テープ版をそれぞれ希望者に配布

［その他］

- パソコン利用援助活動
- 「目の不自由な方と家族の集い」定期開催
- 日常生活用品、遊具、書籍などを購入し、そのカタログ集を作成（催し時に公開）
- 岡山市社会福祉協議会と岡山市ふれあい公社にボランティアグループとして登録
- 視覚障害関連の「情報集」初版を17年8月に発行（18年11月に第2版を発行予定）

（平成18年10月）